Ⅲ「各部の運営方 針と目標」の達 成状況

平成 22 年度

- 1 企 画 部
- 2 総 務 部
- 3 市 民 部
- 4 生活環境部
- 5 健康福祉部
- 6 子ども政策部
- 7 都市整備部
- 8 水 道 部
- 9 教育委員会

「各部の運営方針と目標」は、①部の使命・目標に関する認識、②職員数、予算規模等の部の経営資源、③部の実施方針及び個別事業の目標等で構成されています。本章では、平成22年度の「各部の運営方針と目標」の達成状況として、個別事業とその目標の実績について掲載しています。

企 画 経 営 課 課 企画部の 財 政 秘書広報課 『営方針と目標』の達成状況 情報推進課 企画部長兼都市再生担当部長 河野 康之 企画部調整担当部長 富士夫 竹内 都市再生推進本部事務局 企画部市制施行 60 周年記念事業担当部長 島田 觔

■1■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ●市民のニーズや社会の変化に対応した計画等の策定により、市のビジョンや運営方針を市民に明らかにするとともに、効率的な市政運営と健全な財政運営を目指した自治体経営の確立を図ります。
- ●開かれた行政を目指して市政情報の積極的な提供を行うとともに、市民ニーズや市の実勢に関する調査と情報提供を通して庁内の効果的な政策形成への支援を図ります。
- ●ユビキタス・コミュニティの推進に取り組むとと もに、庁内情報の適切なマネジメントを確立しま す。

各課の役割

企画部は、企画経営課、財政課、秘書広報課 及び情報推進課の4課に、平成 21 年度から都 市再生推進本部事務局を加えて構成され、基 本構想・第3次基本計画(第2次改定)に掲げる 理念を実現するスタッフ部門として機能するため、 ①政策立案、②財政(予算・決算)、③行政評価、 ④行政改革、⑤行政事務の情報化、地域情報 政策、⑥秘書・広報、⑦男女平等参画・平和・国 際化施策、⑧統計調査、⑨都市再生、⑩全体調 整を推進する役割を担っています。

また、個別計画の策定や財政、情報施策、広報などを各部で実施する際の支援業務も行っています。

■2■ 部の経営資源(平成 22 年4月1日現在)

①職員数

■職員数

企画部職員44人

■職員比率(正規職員)

企画部 44 人/ 市職員 1,026 人

→ 職員比率 約4.3 %

②予算規模

■予算規模

平成22年度企画部予算額

一般会計

10,949,554,000 円

そのうち特別会計への繰出金、市債の償還 費及び予備費を除く事業費

一般会計

1,638,183,000 円

実施方針

●依然として続く厳しい経済状況等を踏まえ た総合的な調整機能の推進

経済危機等による不安定かつ深刻な状況が依然として続いていることから、市民生活への影響について目配りを行いながら「セーフティーネット」の役割の発揮を中心とした取り組みを進めます。また、政策動向が不透明な中、国・東京都等の動向の的確な把握に努め、市民及び市にとって必要とされる事業の推進に向けた総合調整を進めます。

●第4次基本計画等の策定に向けた全庁的 な取り組みの推進

平成23年度の第4次基本計画の策定に向けて、各個別計画の改定等を含めた全庁的な取り組みの総合調整を行い、多元的・多層的な市民参加の推進を図りながら課題の抽出等の準備を進めるとともに、市の長期的・将来的な政策課題の検討・集約を進めます。

●新たな行財政改革推進計画の策定に向けた取り組みの推進

平成23年度の新たな行財政改革推進計画の 策定に向けて、各部の意向調査やヒアリングの 実施、平成23年度予算編成と連動する、さらな る徹底した事務事業の総点検運動等を進めな がら、今後の行財政改革の取り組み課題の検 計・集約を進めます。

●自治基本条例の定着と自治の推進

自治基本条例の普及・啓発に取り組むとともに、パブリックコメント制度や市民会議・審議会等の会議の公開の制度など、同条例に基づく自治の仕組みの円滑な運用を図ります。また、自治基本条例と同時に施行された、男女平等参画条例の普及・啓発にもあわせて取り組みます。

●都市の更新・再生プロジェクトの推進

都市再生推進本部を中心に、「三鷹市都市再生ビジョン(平成21年3月)」及び「市民センター周辺地区整備基本プラン(平成22年3月)」に基づき、東京多摩青果株式会社三鷹市場跡地を中心とした事業を推進します。また、老朽化した公共施設の今後の整備のあり方、既存公共施設の整備計画の見直し、市有地の有効活用のほか、市街地再開発事業や住宅・民間建築物における耐震化の促進など、環境保全や経済性にも配慮した都市構造・都市空間の「更新・再生」に向けた着実な取り組みを進めます。

●地域主権改革の推進と創造的自治体経営 の確立

国等の地域主権改革に向けた制度改正の動向等も踏まえながら、自治基本条例で掲げた「適切な政府間関係の確立」を図るために、交付税不交付団体である基礎自治体の立場から積極的な取り組みを行います。また、行政評価を始めとしたマネジメント・システムの改革を進めるとともに、財政健全化法の施行も踏まえたストックとフローの適切な管理を行うなど、創造的な自治体経営の確立に取り組みます。

●三鷹ネットワーク大学事業を核とした民学 産公の協働によるまちづくりの推進

NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構との連携の中から、市民、教育・研究機関、事業者及び公共団体等との協働の取り組みを通じて、教育・研究機関等の知的資源を地域社会に提供することにより、多様な人財を育成するとともに、活力があり、豊かで安心できる市民生活を実現します。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 市民センター周辺地区整備に向けた 取り組み(都市再生推進本部事務局)

〈「施政方針」掲載事業〉

東京多摩青果株式会社三鷹市場跡地を中心とした土地利活用、整備の方針である「市民センター周辺地区整備基本プラン(平成 22 年3月)」に基づき、UR都市機構の「防災公園街区整備事業」の事業化に向けて、基本設計を進めていきます。基本設計にあたっては、「市民センター周辺地区整備に関する検討委員会」を設置し、配置や平面プラン等の施設計画及び管理運営の方向性等の検討を行うとともに、利用団体等と意見交換を行うなど、引き続き、市民参加を図りながら、ご意見・ご要望を把握し、施設計画に反映していきます。

(目標指標:市民センター周辺地区整備に関する検討委員会を設置し、基本設計を進めます。)

■達成状況■

関係団体等の代表者、公募市民など15人で構成する「市民センター周辺地区整備に関する検討委員会」を設置し、5月から12月まで5回にわたり、施設計画等の検討が行われました。12月24日には「市民センター周辺地区整備に関する検討委員会報告書」が市へ提出されたほか、関係団体等とも意見交換を行いながら基本設計を進めました。平成23年2月に開催された市議会臨時会では、UR都市機構が市に代わって防災公園を整備すること、関連する補正予算などが議決されました。これにより、「防災公園街区整備事業」の枠組みを活用して新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業を効果的に推進することになりました。

2 第4次基本計画の策定に向けた 取り組み (企画経営課)

〈「施政方針」掲載事業〉

第4次基本計画等の策定に向けて、コミュニティ住区や各市民会議・審議会等における市民参加を推進し、第3次基本計画における達成状況の把握や課題の抽出、提案の取りまとめ等における総合調整を進めます。また、「三鷹を考える論点データ集」や「三鷹を考える基礎用語事典」を発行するとともに、市民意向調査・団体意向調査等を実施し、第4次基本計画策定に向けた着実な取り組みを進めます。

(目標指標:第4次基本計画等の策定に向けた 市民参加の総合調整を進め、「三鷹を考える論 点データ集」や「三鷹を考える基礎用語事典」を 発行するとともに、市民意向調査・団体意向調 査等を実施します。)

■達成状況■

平成22年度は、無作為抽出の公募委員方式 による各市民会議・審議会等において、施策ご との課題検討や第4次基本計画及び個別計画 策定に向けた提言等の取りまとめを進めました。

8月には第4次基本計画の検討・策定に向け、 市民への積極的な情報提供を図るための基礎 資料として、「三鷹を考える論点データ集」の冊 子及び「三鷹を考える基礎用語事典」の電子デ ータ版を作成・発行しました。

9月からは、第4次基本計画策定に向けたコミュニティ住区における市民参加として、都市整備部とともに「まち歩き・ワークショップ」を実施しました。

平成 23 年1月から3月まで、まちづくりディスカッションコーディネーター養成講座を開催しました。また、市民意向調査・団体意向調査を実施しました。

新たな行財政改革推進計画の策定に 向けた取り組み(企画経営課・財政課)〈「施政方針」掲載事業〉

新たな行財政改革推進計画の策定に向けて、アクションプラン 2010 の達成状況の評価・検証を行うとともに、平成 21 年度に策定した「新たな行財政改革推進計画の策定に向けた基本方針」に掲げた緊急課題、重点課題を推進します。また、今後の行財政改革推進の取り組み課題について庁内ヒアリング等を通して取りまとめを行うとともに、平成 23 年度予算編成とも連動する、さらなる徹底した事務事業の総点検運動等を行いながら、多様な検討手法を用いて新たな行財政改革推進計画の素案を作成します。

(目標指標:アクションプラン 2010 の達成状況について評価・検証を行うとともに、「新たな行財政改革推進計画の策定に向けた基本方針」に掲げた緊急課題・重要課題を推進します。また、庁内ヒアリング、予算編成と連動した事務事業の総点検運動等を進め、新たな行財政改革推進計画の素案を作成します。)

■達成状況■

アクションプラン 2010 の達成状況の評価・検証を踏まえ、行財政改革アクションプラン 2022 (仮称)の素案作成に向け、取り組み内容の検討を進めました。また、「新たな行財政改革推進計画の策定に向けた基本方針」に掲げた緊急・重点課題である子ども政策部を4月1日に設置し、子ども施策等の充実を図りました。

厳しい財政状況のもと、財政の健全性を維持しつつ的確な市政運営を行うため、事務事業総点検運動に着手しました。7月に庁内ヒアリングを実施し、平成22年度の執行段階から事業を縮小・廃止するなどの緊急見直しを行いました。また、平成23年度の予算編成作業にあたっては、各部の予算見積りの段階で経常的な経費について約5億円の削減を図るとともに、予算編成のプロセス全体を通じ、すべての事業について経費を精査し、予算のスリム化に努めました。

なお、行財政改革アクションプラン 2022(仮称)については、内容の検討を進めましたが、事務事業総点検運動の取り組みなどを踏まえた多様な課題検討を行うこととし、第4次基本計画策定との連動を図って平成 23 年度に素案及び計画の策定を行うこととしました。

本 市制施行60周年事業の実施(11月3日 市制施行記念式典ほか多様な記念事 業の実施)(秘書広報課)

〈「施政方針」掲載事業〉

市制施行 60 周年の節目にあたり、11 月3日 に開催予定の市制施行 60 周年記念式典ほか 多様な記念事業の実施並びに各種記念刊行物 等の発行など、各種記念事業を通じ、現在の課題解決と新たな視点による未来への展望をより広く発信することにより、民学産公の「協働のまちづくり」のさらなる発展に向けた機運の向上に 努めます。

(目標指標:11月3日に開催予定の市制施行60 周年記念式典ほか多様な記念事業並びに各 種記念刊行物等の発行について、円滑かつ適 切な実施のための連絡・調整等を図ります。)

■達成状況■

昨年度に実施した4つのプレ事業に引き続き、 11月3日に挙行した市制施行60周年記念式典 のほか17の記念事業を実施し、7種の記念刊 行物等を発行しました。事業の実施にあたって は、近年の厳しい財政状況を踏まえ、経費の節 減を図るとともに、心に残る記念事業となるよう、 所管部署や関連団体等との連携及び調整を行いました。

記念事業実施期間内においては、専用ホームページの随時更新、統一ロゴマークの活用、記念ピンバッジの販売、Poki(着ぐるみ)の活用などの多様な手法を駆使して市内外に向けて適時かつ効果的な情報発信を行いました。また、従来の市制施行周年事業では、市が主催する事業に限り、「記念事業」として実施していましたが、今回は広く「協働」の取り組みも「記念事業」

として位置づけ、市民参加型の記念事業を数多 く実施しました。

5 三鷹・長崎平和交流事業

一市制施行 60 周年記念事業一

(企画経営課) 〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹・長崎平和交流事業として被爆地長崎 市に市内公立中学校から生徒各1人を派遣す るとともに、長崎市から青少年の派遣を受け入 れることで、両市の青少年の交流を深め、平和 意識の醸成に努めます。

(目標指標:三鷹・長崎両市の青少年が、意見発表会等を主体とする交流会を通じて交流を深め、お互いの平和意識の醸成に努めます。)

■達成状況■

市内公立中学校7校から生徒各1人を選抜し、 8月8日~9日に長崎市が主催する「青少年ピースフォーラム」に派遣しました。派遣された生徒は、長崎市の同世代の生徒等との交流を通じて、平和に関する学習をし、平和意識の醸成を図りました。また、8月20日~21日には、長崎市からの派遣団を受け入れました。20日は市内の平和関連施設の見学を、21日は両市の派遣生徒による意見発表会及び派遣報告会を実施し、両市の派遣生徒、派遣生徒の保護者及びその他関係者を含めて100人以上が参加しました。

6 出版社との協働による「三鷹の魅力」 の全国発信

-市制施行60周年記念事業-

(秘書広報課) 〈「施政方針」掲載事業〉

平成20年度及び21年度に引き続き、出版社 との協働による「三鷹の魅力」を全国に発信する 取り組みとして、月刊『東京人』の増刊号を発行 し、全国の書店で販売します。今年度の特集は、 市制施行60周年の記念誌として、井の頭公園 や三鷹の森ジブリ美術館(三鷹市立アニメーション美術館)について取り上げます。

(目標指標:30,000 部発行するとともに、このうち 25,000 部について出版社の販路を通じ、全国 の書店で販売していきます。)

■達成状況■

今年度は、平成20年度から3年間実施してきた月刊『東京人』増刊号による「三鷹の魅力」の全国発信の最終年次であり、市制施行60周年の記念誌と位置づけて取り組みました。市民・都民の憩いの場として長く親しまれている都立井の頭恩賜公園と、平成13年に開館した三鷹市立アニメーション美術館(三鷹の森ジブリ美術館)を特集し、「物語が生まれる三鷹の森井の頭公園とジブリ美術館」として、その魅力を全国に発信しました。

特集では、三鷹の森ジブリ美術館館主であり、 名誉市民である映画監督の宮﨑駿さんのインタ ビューをはじめ、市内在住の芥川賞作家・津村 節子さんや、井の頭公園の歌姫と呼ばれる歌手 のあさみちゆきさんなどが、井の頭公園の思い 出などを綴ったエッセイやインタビューを掲載し ました。あわせて、江戸の昔から人々に親しまれ てきた井の頭池(公園)の歴史や、公園周辺で 見られる野鳥や樹木を紹介するなど、雑誌を手 に三鷹のまち歩きを楽しんでもらえるような工夫 もしました。

書店での販売部数は年度末で約 17,000 冊となりました。今後も販売を継続し、引き続き三鷹の魅力を全国に発信します。

7 男女平等参画の推進(男女平等に 関する市民意識・実態調査の実施)

(企画経営課)〈「施政方針」掲載事業〉

第4次基本計画の策定及び男女平等行動計 画の改定に係る参考資料とするため、男女平等 に関する市民意識・実態調査を実施します。

また、庁内関係課と連携を図りながらワーク・ ライフ・バランスの推進に取り組みます。

(目標指標:市内の20歳以上の男女個人2,000 人を住民基本台帳から無作為抽出し、調査を実施します。)

■達成状況■

第4次基本計画及び男女平等行動計画 2022

(仮称)の基礎資料とするため、平成22年11月に市内の20歳以上の男女個人2,000人を対象に、「男女平等に関する市民意識・実態調査」を実施しました。回収率は43.9%で、前回(平成16年度)調査と比べ、5ポイント上昇するなど、市民の意識の高さがうかがわれます。今後は調査の結果を踏まえ、審議会を積極的に活用するとともに、市民団体等とも協力しながら計画策定に取り組みます。

8 次期基幹系システムの構築

(情報推進課)〈「施政方針」掲載事業〉

平成 21 年度に策定した構築方針に基づき、 平成 24 年4月の稼働に向けて、本年度からの2 か年で次期基幹系システムの構築を行います。

構築にあたっては、現行のパッケージシステム(Web Rings)を機能強化した最新版を使用するとともに、仮想化技術によりサーバ等機器のダウンサイジングや軽量化を図り、自庁内設置により実施します。

また、サーバ等機器の導入の際には、環境配 慮型(省エネルギー型)の機器を採用するととも に、稼働後の管理・運営経費にも配慮したシス テムの全体最適化に取り組みます。

(目標指標:平成 24 年4月の稼働に向けて、基 幹系システムの構築を行います。)

■達成状況■

次期基幹系システムの構築では、平成 22 年に構築方針を策定した時に主管課との協議を重ね、カスタマイズの抑制によりコストの削減を図りました。さらに事業の実施においても事務事業総点検運動の一環として、基本パッケージ使用料の執行を先延ばすなどの見直しにすることにより、使用料の削減を図りました。

当初、平成 24 年4月としていた切り替え時期は、主管課の繁忙期等を考慮し、平成 23 年 10 月稼働にスケジュールを変更しましたが、開発は計画通りに進んでいます。また、本年度より機器調達の仕様に環境配慮型であることを盛り込み、平成 23 年2月にこの仕様に沿ったサーバ等

の機器を導入しています。

今後はデータの移行、検証等の作業を進めるとともに、システム稼働後の運用等に係る経常経費のさらなるコスト削減や、サービスの内容や品質等に関する水準を維持するためのルール(SLA)について、事業者と協議を進めます。また、平成22年度に策定したICT事業継続計画に基づく復旧手順の確立・訓練など、システムの安定した稼働に向けての準備を行います。

9 ICT事業継続計画(仮称)の策定 (情報推進課) 〈「施政方針」掲載事業〉

地震やそれに派生する二次被害等により、三鷹市の情報システムに障害が発生した場合であっても、市の業務が中断することのないよう、仮に中断した場合には、それを早期に復旧することを目的として、ICT業務を対象とした事業継続計画(BCP=Business Continuity Plan)を策定します。

策定にあたっては、平成 20 年8月に総務省 が公表した「地方公共団体におけるICT部門の 業務継続計画(BCP)策定に関するガイドライン」に従い、市が所管する情報システムの洗い出し、重要度分析などを行い、災害等による障害発生時にも継続的に運用すべき重要業務とシステムを選定し、そのシステムの復旧に必要となる手順を確立します。

(目標指標:ICT事業継続計画(仮称)を策定します。)

■達成状況■

ICT事業継続計画は、地域防災計画及び平成23年度に総務部防災課が策定する予定の業務継続計画(BCP)と密接な関係があるため、防災課と合同でシステム利用課に対するヒアリングを行いました。非災害時編(システム障害等)、災害時編(地震・風水害)、感染症編についてシステム停止から一定時間以内に重大な影響が発生する業務に使用しているシステムを「優先システム」として抽出し、システム復旧のための行動手順書を含む一連の文書を「ICT事

業継続計画」として作成しました。

今後は、このICT事業継続計画(BCP)に基づいた対策を実施するとともに、職員による訓練などにより、ICT事業継続計画のPDCAサイクルによる継続した見直しを行います。

10 国勢調査の実施 (企画経営課) 〈「施政方針」掲載事業〉

国勢調査実施本部を設置し、平成 22 年 10 月1日を基準日として、全市民約9万世帯に対して国勢調査を実施します。調査員約900人及び指導員約160人を確保するとともに、相談窓口(コールセンター)を設置し、市民から寄せられる質問、連絡等の様々な電話による問い合わせに対して迅速に対応します。市民の個人情報保護意識の高まりに配慮した「調査票の封入提出方式」の全面導入、市民が自由に選択できる調査票の提出方法(①郵送提出方式、②インターネット回答方式、③調査員回収方式)の導入について積極的に周知することにより、円滑な平成22年国勢調査を実施します。

(目標指標:国勢調査実施本部を設置し、全市 民約9万世帯に対して調査を実施するにあたり、 市民から相談窓口(コールセンター)を開設する など円滑な平成22年国勢調査を実施します。)

■達成状況■

国勢調査実施本部を設置(平成 22 年5月1日)し、平成 22 年 10 月1日を基準日として、全市民約9万世帯に対して国勢調査を実施しました。調査員888人及び指導員66人に対しては、研修を強化するなど資質の向上を図るとともに、相談窓口(コールセンター)を開設し、市民から寄せられる質問、連絡等の様々な電話による問い合わせに対して迅速に対応しました。

市民の個人情報保護意識の高まりに配慮した「調査票の封入提出方式」及び市民が自由に選択できる調査票の提出方法(①郵送提出方式、②インターネット回答方式、③調査員回収

方式)の導入について積極的に周知に努め、平成22年国勢調査を円滑に実施しました。

総務部の 「運営方針と目標」の達成状況

総 務 部 長 総務部調整担当部長兼危機管理担当部長 総務部理事 佐藤 好哉 馬男木 賢一 瀬下 江二 政 策 務 法 職 員 課 契約 管 理 課 巛 課 対 課 策 土 地 談 報 相 • 情

■1■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ●市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するために必要な政策法務能力を育成し、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政の推進に取り組みます。
- ●市民要望や社会状況の変化に対応するため、 職員の適正な人事管理を図り、市政推進の原動 力として積極果敢に改革に取り組む人財の確保 と育成に努めます。
- ●市庁舎など市民センター内の施設・設備について適切な管理を行うとともに、適正な契約事務の執行に取り組みます。
- ●災害から市民の生命と財産を守るため、防災 施設の整備とともに、地域や関係機関などとの 連携・協力体制の整備により、災害に強いまち づくりを推進します。
- ●良好な地域環境を計画的に整備するため、

公共事業の執行に不可欠な公共用地などの円 滑な取得に取り組みます。

●透明で公正な市政の確立のため、情報公開制度と個人情報保護制度を適切に運営するとともに、総合オンブズマン制度及び市民相談により市民の苦情や相談に的確に対応します。

各課の役割

総務部は、政策法務課、職員課、契約管理課、防災課、土地対策課、相談・情報課の6課で構成され、効率的で開かれた自治体・21世紀型自治体の実現に向けて、市役所内の人的、物的及び事務的な管理部門として、①条例、規則等の制定改廃、②市議会との調整、③職員人事管理、人財育成及び労働安全衛生、④庁舎管理、⑤契約事務、⑥災害から市民を守るための防災対策、⑦公共用地取得、⑧市民相談、⑨情報公開・個人情報保護など幅広い業務に取り組んでいます。

■2■ 部の経営資源(平成 22 年4月1日現在)

①職員数

■職員数

総務部職員 51 人

■職員比率(正規職員)

総務部 51 人/市職員 1,026 人

→ 職員比率 約5.0 %

②予算規模

■予算規模

平成22年度総務部予算額

一般会計

14,295,853,000円

(人件費 10,411,325,000円を含む。)

そのうち人件費を除く事業費予算額

一般会計

3,884,528,000 円

■3■ 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

●政策法務能力の充実強化

事務事業の企画立案段階から政策法務の視点による支援・協力を強化するとともに、効果的な研修の実施等により、職員の法務に関する知識と経験を深め、組織としての政策法務能力の充実を図ります。

●職員定数の見直し・適正配置と職員の健康 管理への取り組み

事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化・嘱託化を進め、継続的に職員定数の見直しと職員の適正配置を行うとともに、職員給与制度の見直しを行い、定年退職者の増加に対応しつつ、より優秀な人財を確保し、組織力の維持向上を図るため、職員採用試験の実施時期、実施方法等を検討し、計画的・効果的な試験を実施します。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、完全一斉定時退庁日及び絶対退庁時間のさらなる周知・徹底により正職員の超過勤務縮減に取り組むとともに、職員の総合的な健康

管理の推進に努めます。

●入札制度の改善

入札制度の透明性・競争性・公正性の向上を 図るため、継続的な見直しを行うとともに、公共 工事については、品質の確保を目的として、価 格と品質で総合的に優れた調達に努めます。

●災害時における情報伝達体制の整備

災害等の緊急事態発生時に市民に対し警報を出して防災行動を喚起することを目的として、防災行政無線を通じ地震等の緊急情報を住民に直接伝える全国瞬時警報システム(J-ALER T)を整備します。

●広聴・相談機能の充実

平成 21 年度に導入したFAQシステム(よくある質問と回答)について、利用者の利用者満足度、アクセス状況を分析し、内容の充実と運用の改善を図るなど、その適正な運用に努め、広聴・相談機能の充実に努めます。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 事業継続計画(BCP)の策定に 向けた取り組み(防災課)

〈「施政方針」掲載事業〉

大地震発生時において応急・復旧業務の迅速な開始と通常業務の継続を図るため、非常時優先業務について、必要資源、業務プロセス、業務遂行のための問題点や解決方法などを示した事業継続計画(BCP)を企画部及び健康福祉部とも連携し策定します。

(目標指標:大地震発生時の全部署における非常時優先業務の選定に取り組みます。)

■ 達成状況 ■

通常業務の洗い出しなど、地震、ICT及び感染症の各BCP策定に共通する部分については、各BCP担当が連携した合同調査を行うことで主管課の負担軽減や事務の効率化を図りました。災害時優先業務の選出にあたっては、各主管部署と防災課が、洗い出した全通常業務項目を一項目ごとに優先業務の評価を行うとともに、各主管部署とのヒアリングを通じて評価内容を調整し、全業務項目の優先業務案を作成しました。さらに、同評価案を確定するため、主管部署所属長とのヒ

アリングを開始しました。3月 11 日の東日本大震 災の発生により、同ヒアリングを一旦中断せざるを 得ませんでしたが、平成 23 年4月に完了しまし た。

FAQシステム(よくある質問と回答)の充実 (相談・情報課)

平成 21 年度導入したFAQシステムについて、 閲覧者からのアクセス状況、利用者満足度を分析 し、システムと運用の改良・改善を行うとともに、制 度改正や行事など、問い合わせの多い項目につ いて、広報担当と連携し、各課のページの充実に 向けて取り組みます。また、操作マニュアルをより 詳しく分かりやすいものに整理したうえで、引き続 き職員向け研修会を開催し、職員の作業習熟度 の向上を図ります。

(目標指標:アクセス数月 5,000 件台、コンテンツ数 2,000 件、システム内の閲覧者満足度調査で「役に立った」の割合を概ね80%以上とします。)

■ 達成状況 ■

各業務の主管課に対し、FAQの質問項目の内容改善に役立てるため、システムを導入してから1年間のアクセス状況及び利用者満足度に関するアンケート結果を、システムの統計機能を利用しまとめ、情報提供しました。

また、FAQシステムの簡易版マニュアルを作成した上で、職員向け研修を実施し、操作習熟度の向上を図るとともに、利用者満足度の低い項目の改善及び定期的な見直しによる内容の充実や、電話対応時の効果的な活用の促進を図りました。

平成22年度末のコンテンツ数は、内容の改善・ 見直しなどを行った結果、約1,700件となりました。 アクセス数は、震災による特殊要因も加わり、月平 均約5,600件と、継続して多くの方々に利用され ています。システム内の閲覧者満足度調査では、 「役に立った」の割合が約89%となり、高い評価を 受けています。

3 各種市民会議、審議会等の活性化 (職員課)

市民、学識者等の意見を市政に反映させるために設置する市民会議等について、委員の公募等の実施、男女比の均衡等の具体的な基準を定めた「三鷹市市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」を引き続き周知、徹底します。また、公募委員については、広く市民の意見を市政に反映するため、無作為抽出方式による公募委員候補者名簿を作成し、この中から公募委員を選任する方式を導入するとともに、審議会等の会議に関する運営方法のマニュアル化を図るなど、各種審議会等のさらなる活性化を図ります。

(目標指標:全庁的に基準の周知を行うとともに、 公募枠設置可能な審議会等における公募枠設置 比率 100%、女性委員比率約 40%を目指します (行政委員会等を除く。)。また、無作為抽出によ り公募委員候補者名簿を作成し、公募委員を選 任する方式を導入するとともに、審議会等の会議 に関する運営方法のマニュアルを作成します。)

■ 達成状況 ■

各種市民会議等の公募制拡大、男女比等の均 衡のために、市民会議等の設置及び委員の選任 に関する基準について、全庁に周知徹底したとこ ろ、公募枠設置可能な市民会議等の公募枠設置 比率は96.6%、女性委員比率は38.1%となりまし た。あわせて、各種市民会議等委員の選任状況 の調査を行い、庁内で情報を共有することにより、 主管課において委員の兼任状況を確認できるよう にしました。

さらに、全国初の取り組みとして、無作為抽出に よる公募委員候補者の名簿を作成しました。名簿 から公募委員を選出することにより、これまで以上 に広く市民の声を市政に反映させることができる ようになり、各種市民会議等のさらなる活性化が 図られました。

なお、市民会議等の運営方法のマニュアルについては、原案作成を行ったものの、東日本大震 災への対応等の影響により、確定と周知は平成 23 年度となりました。

4 戦略的視点に立った職員定数の 見直し・適正配置 (職員課)

事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化 等を進め、職員定数の見直しと職員の適正な配 置を推進します。また、より優秀な人財を確保し、 組織力の維持向上を図るため、職員採用試験の 実施時期、実施方法等を検討し、計画的・効果的 な試験を実施します。

(目標指標:職員定数見直しのヒアリングを実施し、 適正な職員定数を設定するとともに、組織力の維 持向上に必要な職員の採用と再任用職員の適正 配置を行います。)

■ 達成状況 ■

職員定数については、各部とのヒアリング結果に基づき、見直しを行いました。

職員採用においては、より優秀な人財の確保を 図るため、一般事務の採用試験を2回実施すると ともに、前年度に引き続き2次試験の面接前にエ ントリーシート(履歴書等)の審査を実施するなど、 人物重視の選考を行いました。

5 職員給与制度の見直し

(職員課)

官民格差を踏まえた給与改定を行うとともに、 国・東京都に準じて、引き続き給与構造改革の一環として給料水準の見直しに取り組みます。また、給与支給の適正化を推進するため、各種手当の見直しの検討を行うとともに、現業職給料表の給料水準の見直しを進めます。

(目標指標:東京都に準拠した給与改定を行うとともに、国・東京都に準じて、引き続き給与構造改革の一環として給料水準の見直しに取り組みます。)

■ 達成状況 ■

東京都の人事委員会勧告を踏まえた給与改定 を実施しました。また、給与構造改革による給料 水準の見直しについても、国が実施した水準を達 成しました。 また、現業職給料表の水準を東京都に準じて 見直し、適正化を図りました。

6 ワーク・ライフ・バランスの推進

(時間外勤務の縮減等)(職員課)

各課ヒアリングにより業務の効率化に向けた取り組みと時間外勤務時間縮減の目標設定と自主管理を進めるとともに、時間外勤務の事前申請と「完全一斉定時退庁日」及び「絶対退庁時間」の遵守を徹底します。また、月60時間を超えた時間外勤務の抑制を図るとともに、年次有給休暇の取得を促進することにより、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

(目標指標:時間外勤務時間数を、特殊要因を除き100,000時間とします。)

■ 達成状況 ■

「完全一斉定時退庁日」及び前年度に設定した「絶対退庁時間」について、継続的に徹底を図り、時間外勤務の縮減に取り組みました。

また、月 60 時間を超えた時間外勤務が生じた 場合に、職員自身が原因分析と改善策検討を行 うとともに、各所属においてよりきめ細かな進行管 理を徹底できるような仕組みづくりを行いました。

市制施行 60 周年記念関連事業や東日本大震 災への対応などもあり、特殊要因を含む時間外勤 務時間数は約 111,900 時間と当初目標(約 108,700 時間)を超過したものの、前年度比約 5,800 時間の縮減となりました。

7 職員のメンタルヘルスを含む 総合的な健康管理の推進 (職員課)

職員が健康で職務に従事できるように、メンタル面では、メンタルへルスチェックを未受診職員に対して実施するとともに、ストレス度が高かった職員への的確なフォローを行います。また、身体面では、定期健康診断で要医療となった職員に対し、産業医と連携して積極的に医療機関等の受診勧奨を行うとともに、35歳の節目の健診を受けた職員に対しては、主治医の有無にかかわらず保健指導を行うなど、健康管理体制の充実に

努めます。

(目標指針:メンタルヘルスチェックを未受診の職員が 50%以上受診するように努めるとともに、定期健康診断で要医療(D判定)の職員の未受診者の割合が引き続き 40%以下となることを目指します。)

■ 達成状況 ■

平成22年度のメンタルヘルスチェックでは、未受診職員の89%が受診をし、目標値を大きく上回りました。高ストレス者には、保健師が面談を実施し、メンタル面での不調を早期に発見し、的確なフォローをすることができました。

また、定期健康診断で要医療(D判定)と判定された職員に対しては、産業医と連携し、積極的な受診勧奨を行った結果、要医療の職員に対する未受診者の割合は、40%となり目標を達成することができました。引き続き職員が健康で職務に従事できるよう健康管理体制の充実に努めます。

8 防災関係機関連携訓練 (防災課) 〈「施政方針」掲載事業〉

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、市 と防災関係機関との連絡方法の確認、連携活動 の強化及び市災害対策本部各班業務内容の確 認を行うなど、市と防災関係機関との連携強化を 図り、市の災害対応力向上を目標に訓練を実施 します。

(目標指標:①災害対策班 22 班すべての応急・ 復旧活動を踏まえた訓練の実施、②防災関係機 関 26 団体の参加を検討します。)

■ 達成状況 ■

今回は、災害対策本部の本部員26名と対策班 全22班から81名の職員が参加し、本庁舎外で災 害対策本部員会議や情報収集活動を実施するな ど、震災時の応急・復旧活動を想定した訓練を11 月に行いました。

また、防災関係機関との連携強化のため、事前 準備として、総合防災訓練全機関会議を4回開催 するなど、各防災関係機関と連絡・連携を深めた 結果、当初の目標参加数を大幅に上回る38団体 の参加及び協力をいただきました。

9 総合評価一般競争入札の一部実施 (契約管理課)

公共工事の入札に総合評価方式による入札を 一部実施することにより、価格と品質の両面で総 合的に優れた公共調達の実現に努めます。

(目標指標:総合評価方式による入札を一部実施 し、入札結果の検証とそれを踏まえた評価項目、 配点基準等の見直しを検討します。)

■ 達成状況 ■

平成 21 年 12 月に策定した「三鷹市総合評価 方式実施ガイドライン(試行版)」に基づき、総合 評価方式による制限付一般競争入札を2件実施 しました。また、実施の結果を踏まえ、ガイドライン の見直しを行いました。

10 指定管理者の評価の公表・検証 (政策法務課)

平成 20 年 10 月に定めた「三鷹市指定管理者制度運用の基本方針」に基づき、平成 21 年度に実施した中間評価の結果を踏まえ、三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会による年度評価を実施し、平成 22 年9月頃までに年度評価の結果を公表します。また、指定管理者の評価が、公の施設の管理経費の節減と利用者満足度の向上等に資するよう実施状況の検証を行い、評価制度のさらなる改善に取り組みます。

(目標指標:評価結果を公表するとともに、指定管理者が管理する公の施設の特性に応じた効果的かつ効率的な評価サイクルの確立に取り組みます。)

■ 達成状況 ■

分科会・評価委員会における年度評価を実施 しました。その中で評価基準や公表方法等について、課題が発見されたことから、次年度以 降の取り組みの中で改善する予定です(評価 結果の公表については事前の周知不足等により 実施を見送りました。)。

市民部の 「運営方針と目標」の達成状況

市民部長 高部 明夫

市民部調整担当部長 桜井 英幸

市 民 課
市 民 税 課
資 産 税 課
納 税 課
保 険 課

■1■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ●窓口での手続きや制度変更に関して、市民に 分かりやすい説明や行政手続きの電子化に努 め、より迅速で質の高い市民サービスを提供す ることにより、市民満足度の向上に努めます。
- ●自治体経営の基盤である財政の健全性維持 のため、市の財源の根幹である市税等の確保に 努めます。
- ●国民健康保険の健全運営と収納率の向上に 努めます。保険税の改定内容については、広報 等による周知と丁寧な説明に努めます。

各課の役割

市民部は、市民課、市民税課、資産税課、納税課、保険課の5課で構成され、各種届出、証明等市民サービスの提供と自治体経営の基盤となる財源の確保を行うため、①4か所の市政窓口を含めた各窓口での市民サービスの提供、②市民税、固定資産税等市税の課税業務、③市税の収納業務、④国民健康保険・後期高齢者医療業務を行っています。

■2■ 部の経営資源(平成22年4月1日現在)

①職員数

■職員数

市民部職員 132人

■職員比率(正規職員)

市民部 132 人/市職員 1,026 人

→ 職員比率 約 12.9%

②予算規模

■予算規模

平成22年度市民部予算額

一般会計 2,210,190,000 円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 540,658,000 円

国民健康保険事業特別会計

15,396,908,000 円

老人医療特別会計 4,637,000 円 後期高齢者医療特別会計

2,985,595,000 円

■3■ 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

- ●窓口サービス等に対する市民満足度の向上 に向けた取り組みをさらに推進します。
- ●市の財源の根幹をなす市税収入の把握と収納率の向上を図ります。
- ●国民健康保険財政の健全化と収納率の向上 を図ります。
- ●市民サービスの拡充のため、コンビニエンスストアでの多機能端末機において、住民票の写し及び印鑑登録証明書以外の証明書の交付について検討を進めます。
- ●国税連携システムを導入し、地方税電子申告の拡充を図ることにより、申請者の利便性の向上及び課税事務の効率化を図ります。
- ●後期高齢者医療制度の適正な運営を図ります。
- ●特定健康診査・特定保健指導の着実な実施 を図ります。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 窓口サービスの向上

(市民部各課)

市民の利便性と行政の効率化を目指し、住基カードを利用したコンビニ交付や自動交付機の利用拡大のため、市民への周知を図るとともに、市民部全体の窓口サービスの充実に向け市民部合同の接遇研修を実施します。あわせて市民満足度の検証を行うため、市民満足度調査を実施します。

(目標指標:職員の対応に関する満足度については、92%台を目指します。)

■ 達成状況 ■

窓口サービスの向上を目指し、市民部合同での接遇研修を11月に実施しました。また、住基カード交付窓口の環境改善を行いました。市民満足度については、調査の結果、91.9%で目標をほぼ達成し、前年に引き続き高い水準を維持しました。

2 市税収入の把握と収納率の向上 (市民税課、資産税課、納税課)

厳しい経済状況の中で市財政の健全性を維持するため、市歳入の根幹である市税収入を的確に把握するとともに、収納率の一層の向上を図り、市税収入の積極的な確保に努めます。

(目標指標:市税収入の把握について精度を高めるとともに、市税収入の一層の確保に努め、予算達成率 100%を目標とします。また、現年課税分の市税収納率については、98.4%を目指します。)

*予算達成率=(決算収入額÷予算現額)×100

■ 達成状況 ■

現年課税分の市税収入額については、当初予算と比較し、景気回復基調に伴い法人市民税で2億3千万円の増、償却資産分の増等に伴い固定資産税で1億5千万円の増、たばこ税の引上げに伴い市たばこ税で5千万円の増となりました。収納率については現年課税分で98.4%と指標を達成し、増額補正予算後の収入を2億5千万円上回

ることで予算達成率は100.7%となりました。

また、引き続き納税推進センターによる電話催告を行うとともに、未折衝案件の訪問を強化し、納税者の経済状況に配慮しながら丁寧な納税相談の実施に努めました。新たな取り組みとして、督促状の用紙に納付書機能を追加することで、より納付しやすい環境を整えるとともに、国保システムと市税収納システムの連携強化に努めました。

3 国民健康保険財政の健全化と収納 率の向上 (保険課)

国民健康保険の健全運営を目指し、収納率の 向上及び保健事業の充実などによる医療費の適 正な支出を図ることにより、一般会計からの繰入 金の削減に努めます。また保険税改定に基づく 納税通知書等の送付においては、広報、ホーム ページ等による周知に努め、改定内容等の丁寧 な説明に努めます。

(目標指標:現年課税分の国民健康保険税収納率については、91.5%を目指します。)

*収納率=(収入額÷課税額)×100

■ 達成状況 ■

国民健康保険財政の健全化を図るため、本年度は国民健康保険税について均等割額及び課税限度額の引き上げを行いました。保険税の改定については、広報、ホームページ及び手引き等により周知を図り、電話等による問い合わせに対しても丁寧に説明し、被保険者から理解を得られるよう努めました。

現年課税分の収納については、電話等での催告の早期着手などを通じ、滞納者との接触の機会を多く持つことにより、収納率は91.4%と平成21年度の90.8%を大幅に上回り、目標の収納率に近づきました。

4 各種証明書の交付の利便性向上と 住民基本台帳カードの普及(市民課)

〈「施政方針」掲載事業〉

住民基本台帳カードの多目的利用による一層 の普及拡大を図るとともに、コンビニエンスストア での住民票の写し及び印鑑登録証明書以外の証明書の交付について検討します。

(目標指標:各種証明書の交付の利便性向上と住民基本台帳カードの一層の普及を図ります。普及率 10%を目標とします。)

■ 達成状況 ■

住民基本台帳カードの普及促進については、 広報紙はもちろんのこと、コミュニティバスや公衆 浴場にポスターを掲示したり、市役所正面玄関に 立て看板を設置したりする等、市民の方に積極的 に周知するとともに、コールセンター及び申請受 付特設窓口を設け、混乱のないよう実施しました。 住民基本台帳カードの普及率は、前年度の5.2% から大幅に伸び、3月末までの申請受付分を含め ると10.4%と、都内最高の普及率となりました。

平成 22 年5月末からは、全国のセブン・イレブンで住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付サービスを開始し、交付件数も順調に伸びています。

5 地方税電子申告の拡充(市民税課) 〈「施政方針」掲載事業〉

社団法人地方税電子化協議会が提供する地方税ポータルシステムを利用し、法人市民税・事業所税、個人市民税(特別徴収の給与支払報告書)の申告に係る手続きの電子化を行うことにより、納税者・申告者の利便性の向上を図るとともに、

国税庁との間で確定申告書(個人)の電子データ 連携(国税連携)を実施することにより、課税事務

(目標指標:基幹系システムの修正及び審査システムの導入を行い、国税連携を実施します。)

■ 達成状況 ■

の一層の効率化を図ります。

平成22年度の目標を法人市民税・事業所税の 納税義務者の利用率を13%、給与支払報告書の 利用率を3%として取り組みました。実績は、法人 市民税・事業所税をあわせた利用率(対法人数・ 事業所数)が26.5%となり、目標を13.5ポイント上 回りました。給与支払報告書の利用率(対給与支 払報告件数)は4.0%となり、目標を1.0ポイント上 回り、いずれも年度当初に設定した目標を達成しました。

なお、国税連携については、予定どおり平成 23年1月からシステムが稼働しました。

6 後期高齢者医療制度の運営

(保険課)

平成 20 年4月に創設された「後期高齢者医療制度」の運営にあたり、本制度開始3年目となる今年度は、保険料の改定と保険証の更新を実施します。これらの通知及び送付にあたり、対象が高齢者であることを考慮し、きめ細かい周知を図り、丁寧で分かりやすい対応に努めます。また、今後の制度の見直し等、国の方針や動向に注視していきます。

(目標指標:制度運営の適正な実施)

■ 達成状況 ■

後期高齢者医療制度は創設3年目を迎え、制度として定着し、適切に運営されています。

平成 22 年度は、制度創設以来初の保険料の 改定及び保険証の一斉更新を実施しました。東 京都後期高齢者医療広域連合と連携し、広報等 で周知を図るとともに、問い合わせ等にも丁寧に 対応することで円滑に実施することができました。

7 特定健康診査・特定保健指導の 着実な事業推進 (保険課)

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、 平成20年度から保険者に特定健康診査・特定保 健指導が義務付けられました。三鷹市特定健康 診査等実施計画に基づき3年目にあたる今年度 末までに、実施計画の見直しを行います。また、 特定健康診査の実施率の向上のため、特定健康 診査の未受診者及び今年度40歳になる対象者 に対しての周知・勧奨に努めます。

(目標指標:特定健康診査の実施率 52%、特定 保健指導の実施率 33%を目指します。)

■ 達成状況 ■

特定健康診査等実施計画については、過去2 年間の実施状況から課題を抽出し、今後の実施 方法について見直し、検討しました。検討結果は、「健康診査等実施計画中間報告書」としてまとめ、 三鷹市医師会、国民健康保険運営協議会及び 市議会厚生委員会に報告し、3月に確定しました。

受診率の向上のため、40歳到達者への勧奨案 内の送付、2年連続未受診者への勧奨はがきの 送付及びアンケートを実施し、未受診の動向把握 に努めました。また、広報活動の一環として関係 団体等との連携に努めましたが、特定健康診査 実施率は48.7%(平成23年5月現在速報値)とな り、目標値を下回る見込みです。

特定保健指導率は、特定健康診査後、6か月での完了となるため、年度内の把握は困難ですが、実施率向上のため、今年度から初回支援を医師会が行い、以後の継続支援を民間事業者が行う方法に変更して実施したことにより、特定保健指導実施率の目標達成が期待されます。

生活環境部の

「運営方針と目標」の達成状況

生活環境部長 髙畑 智一 生活環境部調整担当部長 清水 富美夫

コミュニティ文化課

環境対策課

ごみ対策課

生 活 経 済 課

安全安心課

■1■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

生活環境・住環境を守り、地域の特性を生かした快適なコミュニティの形成やNPO等市民活動を支援するとともに、芸術文化の振興や安全安心のまちづくりなど、高環境のまちづくりを市民と協働で進めます。

商業・工業・農業等の特性にあわせた振興策 を展開し、産業の活性化を図ります。

また、消費者・勤労者としての市民を支援し要望に応えられる施策の推進を図ります。

各課の役割

生活環境部は、コミュニティ文化課、環境対策 課、ごみ対策課、生活経済課、安全安心課の5 課で構成され、①市民活動の支援、芸術文化の 振興、②環境保全・公害防止の施策の推進、③ 環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進、④ 産業の振興、消費者への支援及び雇用の確保 等の推進、⑤安全で安心なまちづくりの推進を する部門からなり、各種事業を通じて、幅広い市 民生活のニーズに対応する役割を担っていま す。

■2■ 部の経営資源(平成22年4月1日現在)

①職員数

■職員数

生活環境部職員 51人

■職員比率(正規職員)

生活環境部 51 人/市職員 1,026 人

→ 職員比率 約5.0%

②予算規模

■予算規模

平成22年度生活環境部予算額

一般会計

5,230,716,000円

実施方針

●協働型まちづくりの推進とコミュニティ創生 及び芸術文化の推進

コミュニティを基調とした防災・環境保全などのあらゆる分野の市民活動を支援し、その拠点となるコミュニティ・センター及び市民協働センターの運営を通して、市民との協働を一層推進するとともに、これまでのコミュニティ再生の取り組みを基礎として、地域の多様な課題を新たな共助や協働によって解決するあり方を目指すコミュニティ創生の取り組みを進めます。

また、芸術文化の振興を目標に「文化の薫り高い三鷹」を目指し、まち全体が活性化する協働型まちづくり・芸術文化のまちづくりを推進していきます。

●環境保全の推進

環境問題は市民生活のなかで複雑、多様化しています。市民の快適な環境を保全するための公害対策に加えて、地球温暖化防止など地球環境問題に対する足元からの行動としての省エネルギー対策事業や、クリーンな新エネルギーの有効利用に積極的に取り組んでいきます。

また、環境安全都市の実現に向けて、環境マネジメントシステム(ISO14001、簡易版)の運用を進めるとともに、学校版EMSのシステムを構築します。

●ごみ減量・資源化と環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進

市民・事業者と協働して、ごみ質の変化等に 対応した適切なごみの減量・資源化を推進しま す。また、循環資源のリユース(再使用)、リサイ クル(再生利用)の推進、ごみの適正処理の確 保など、資源循環型社会の形成に向けて、高環 境のまちづくりに努めていきます。

●産業振興と生活者支援

昨今の厳しい景気動向にも留意しながら、セーフティーネット施策の強化として、緊急不況対策・緊急雇用創出事業の実施など、雇用確保や就労支援に努めるとともに、消費者行政の充実に向けた取り組みを関係団体等と連携・協力しながら積極的に進めます。

また、産業と生活が共生する都市の創造に向けて、市民・事業者・関係団体と協働で価値創造都市型産業及び都市型農業の振興を図るとともに、観光まちづくりを推進します。

●安全安心のまちづくりの推進

市民の安全と安心を確保するため、「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を進め、安全安心パトロール車によるパトロールの強化を図るなど、総合的な安全安心体制を充実させることにより、安全安心のまちづくりを市民・事業者・警察等関係機関と協働で推進します。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 緊急不況対策・緊急雇用創出事業 の充実(生活経済課)

〈「施政方針」掲載事業〉

景気低迷の中、中小企業等融資事業など

の充実を図り、市内中小企業者の経営を支援 します。また、国の交付金を基に東京都が創 設した、ふるさと雇用再生特別基金及び緊急 雇用創出事業臨時特例基金(以下「国・緊急 雇用補助金」という。)や国の雇用関連事業の 活用及び関係機関との連携による労働行政 の充実等を通じて、市民の就労を支援しま す。

(目標指標:市の中小企業等融資事業の活用 事業所数約 400 社、ふるさと雇用再生特別基 金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金によ る新規雇用人数 171 人、就職面接会による就 職者数 40 人、就職支援セミナー等参加者数 約 900 人を目指します。)

■ 達成状況 ■

事業融資は、年間のあっせん件数 367 件、 実行件数 283 件で、一昨年、昨年度と比べて、 件数が減少し、やや落ち着いた感があります。 しかし、東日本大震災の影響による景気低迷 が懸念されることから、今後も引き続き、事業 の周知に努めるとともに、状況を見守っていく 必要があります。

緊急雇用については、庁内の各部署と連携し、補正予算も組みながら実施した結果、 214人の新規雇用を生み出し、ほぼ目標を達成しました。

就職支援セミナーでは、協力機関の事情により、実施回数が減少したこともあり、参加人数は433人となりました。また就職面接会では、関係機関の主催事業を共同で開催したこともあり、開催回数が減少したことで就職者数は25人となり、いずれも目標に達しませんでした。

2 商工会・商店会連合会との協働によ る商店街活性化事業の推進(むらさ き商品券事業)(生活経済課)

〈「施政方針」掲載事業〉

「三鷹市商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づき、商店会連合会と商工会が協働して実施する10%プレミアム付市内共通商品券事業を引き続き支援します。同時に地域の商店会、商店会連合会、商工会への加入を促進し、市

内商店街の活性化による地域社会の発展を 目指すとともに、市内共通商品券事業を契機 とした各商店街独自の事業への取り組みを誘 導します。

(目標指標:共通商品券事業への大型店・チェーン店を含む多様な事業者 800 店舗の参加及び地域の商店会・商店会連合会・商工会の会員増加を目指します。)

■ 達成状況 ■

共通商品券は、発行総額3億3千万円で実施しました。参加店舗数は725店舗と不況による廃業等の影響もあり、昨年より6店舗減少しましたが、この事業を契機として、新たに約40店舗が商工会に加入しました。また、大型店が3店舗増加し18店舗の参加となる一方、個店での利用率は44.43%と健闘し、大型店を巻き込み組織強化も図ることができました。さらに、使用率は99.98%となり、ほぼ全ての商品券が使用されました。

また、平成 21 年度の反省をもとに、販売所における商品券販売数を地域の人口に応じて調整し、効果的に販売するとともに、大型店の参加負担金を増やし事業費に充てるなど、事業の効率化を図りました。

3 三鷹市都市型産業誘致条例(仮称) の制定 (生活経済課)

長引く不況や、社会的状況の変化に伴う民間の大規模な土地利用転換や社会資本の修復などに対応し、産業の振興、雇用環境の改善、適正な土地利用の促進、長期計画で想定していない人口増加の抑制など、持続可能な高環境、高福祉のまちづくりを推進するため、都市型産業の誘致のための条例を制定します。

(目標指標:条例を制定します。)

■ 達成状況 ■

都市型産業誘致及び振興に関する検討チームでの協議や、関連機関等からのヒアリング等を重ね、パブリックコメントを実施した後、平

成 22 年9月の市議会で提案、可決・成立し、 10 月8日に条例を施行しました。

制定後は、企業や関連機関へのPRを積極的に行い、情報提供や協力体制づくりに向けた協議を行いました。

4 環境基本計画の推進とみたか環境フェスタ 2010(市制施行 60 周年記念事業)の開催(環境対策課)

〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹市が目指す環境像である「循環・共生・協働のまち みたか」の実現に向けて、市民、団体、事業者と市が協働で環境基本計画の推進に取り組みます。三鷹市環境施策推進会議において、環境基本計画の進捗状況を管理していきます。

また、市制施行 60 周年記念事業として、みたか環境活動推進会議と市が、協働で「みたか環境フェスタ 2010」を開催します。

(目標指標:みたか環境活動推進会議が主体となって行う環境活動の実施を支援します。また、みたか環境活動推進会議との協働により「みたか環境フェスタ 2010」を開催します。)

■ 達成状況 ■

みたか環境活動推進会議と協働で実施した「みたか環境フェスタ 2010」には、約 2,500 人が来場しました。環境基本計画の「3大プロジェクト」のひとつである、多くの市民の「参加」と、各主体の「学ぶ」意欲の増大を視野に入れた「環境保全意欲増進・拡大プロジェクト」の取り組みとして、環境学習の機会となっただけでなく、市民、事業者、NPO及び市が連携して環境活動を推進していくきっかけとなりました。

また、環境基本計画の進捗状況については、 環境施策推進会議で進行管理し、ホームページや環境対策課発行の「環境保全のあらま し」で公表しました。

5 環境マネジメントシステムの運用と スーパーエコ庁舎推進事業の実施 (環境対策課) 〈「施政方針」掲載事業〉

環境マネジメントシステムを運用し、市庁舎等のISO14001認証の維持、環境センターのISO14001認証の更新を行います。簡易版EMSは運用を支援し、2施設の審査・認定を行います。さらに教育委員会の主導により、学校版EMSのシステムを構築しモデル校での実施・検証を行います。

また、改正省エネルギー法に基づく「特定 事業者」として、エネルギー管理統括者及び エネルギー管理企画推進者の選定、中長期 計画の策定などを総務課、公共施設課及び 企画経営課と共同で行い、施策の推進に努 めます。

国の地域グリーンニューディール基金を活用して、第二庁舎の複層ガラス化と照明器具の高効率化及びLED化を実施し、省エネルギー化を進めて地球温暖化対策を推進します。昨年度、東京都地球温暖化対策等推進のための区市町村補助金を活用して実施した本庁舎の複層ガラス化や中庭の芝生化の効果等を検証し、市民・事業者向けのセミナーを開催するなど、周知を行います。

(目標指標:ISO14001認証の維持、更新を行います。簡易版EMSで2施設を認定します。 学校版EMSのシステムを構築します。改正省エネルギー法及び東京都地球温暖化対策報告書制度の届出を行います。第二庁舎のエコ庁舎化を行います。昨年度の複層ガラス化等の効果を検証し、周知します。)

■ 達成状況 ■

補助金を活用して実施したスーパーエコ庁舎推進事業は、平成21年度に本庁舎、22年度に第二庁舎で施工し、終了しました。検証の結果、複層ガラス化等を施した本庁舎では約37tのCO。削減効果がありました。事業者

向け省エネ講座や本庁舎1階PRコーナー等で省エネの普及啓発を図ることができました。 第二庁舎は、平成23年度以降、約24t以上効果があがる予定です。

改正省エネルギー法では、定期報告書及 び中長期計画書を国に提出し、東京都地球 温暖化対策報告書制度では、東京都へ報告 書を提出しました。

ISO14001 認証は、市庁舎で定期審査を受審して認証を維持し、環境センターでは更新審査を経て認証を更新しました。簡易版EMSは、昨年度運用を開始した2施設の審査を行い、認定をしました。学校版EMSは、システムの構築に向けた準備を進め、モデル校(小中学校3校)を選定しました。

6 公会堂整備事業の推進 (コミュニティ文化課) 〈「施政方針」掲載事業〉

平成21年度に引き続き、平成19年度に実施した耐震診断、平成20年度の基本計画策定調査を踏まえ、公会堂の耐震補強及びバリアフリー化と、公会堂別館の建替えを含め、平成23年度着工に向けた設計を行い、施設機能の拡充及び施設利用者の利便性向上を図ります。バリアフリー化については、公会堂正面玄関におけるエスカレーターの設置についても検討します。

(目標指標:公会堂の耐震改修工事及びリニューアルの評定を取得するとともに、別館の建替えも含めた実施設計に取りかかります。また、工事に伴う休館について周知を図ります。)

■ 達成状況 ■

設計については、新たなバリアフリーへの 対応や会議室の仕様変更など市民要望を反 映させるために検討時間を要し、平成22年度 中に完了しない見込みとなったことから、設計 期間を平成23年6月まで延長して完了を目 指しています。

公会堂については、耐震評定を 12 月に取得しましたが、公会堂別館については、バリア

フリーの観点から建替えることとしました。また、 別館にエレベーターを設置することにより、公 会堂ホワイエへのアクセスを容易にすることで、 バリアフリー化を図ります。

あわせて、公会堂正面にエスカレーターを 設置するため、平成 23 年度は階段の一部を 撤去した後、地盤調査を行う予定です。

また、施設整備工事中の休館については、 利用者への周知及び代替施設の案内を行い ました。

7 大沢コミュニティ・センターの耐震 補強の実施(コミュニティ文化課)

〈「施政方針」掲載事業〉

全国に先駆けてコミュニティ再生の拠点として整備されてきたコミュニティ・センターには、自主防災組織の本部が設置され、地域の防災活動の重要な拠点ともなっています。このうち、新耐震基準以前に建設された大沢コミュニティ・センター(昭和 49 年築)について、耐震補強工事を行い、災害に強いまちづくりを推進するとともに、新たな共助や協働によって地域課題を解決していくコミュニティ創生に取り組みます。平成 21 年度の耐震補強設計完了を受けて、平成 22 年度には耐震補強工事に着手します。

(目標指標:耐震補強工事として体育館耐震 工事及び体育館屋根の架け替えを行いま す。)

■ 達成状況 ■

体育館耐震工事及び屋根の架け替え工事 については、耐震工事の対象である部位に当 初設計で想定していない不具合が判明したこ とから、耐震評定を変更しないよう不具合部位 の工事を優先したため工事に遅れが生じまし た。

今後、住民協議会及び関係各課とスケジュール調整を行い、全館を一時閉館し本館及び体育館を並行して工事を行うことにより、当

初計画どおり平成 23 年度内の完了を目指します。

8 家庭系ごみの減量・資源化の推進 (ごみ対策課)<「施政方針」掲載事業>

さらなるごみの減量・資源化に向けて、家庭 系ごみの有料化の実施による効果を検証し、 情報提供するとともに、引き続きパトロールに よるごみの出し方指導や4回のごみ減量キャ ンペーン等の啓発活動を実施し、効果の継続 に努めます。

さらに、「ごみ処理総合計画 2015」の改定 に向けて、主要施策の検証や有料化によるご みの減量効果を見極めながら今後の目標値 の設定などを検討します。また、「分別収集計 画」の改定に向けて、調布市・ふじみ衛生組 合と共同で計画を策定します。

ごみの減量・資源化の取り組みを推進するため、ごみ処理の現状、減量・分別の方法やリサイクルの流れ等を分かりやすく広報・ホームページへ掲載し、情報の提供に努めます。(目標指標:市民参加により、引き続きごみ減量キャンペーン等を4回実施します。また、ごみ減量・リサイクルの必要性に関するごみ処理情報を公開するとともに 家庭系ごみ有料化の効果として可燃ごみと不燃ごみの合計で平成19年度比9%減量を目指します。)

■ 達成状況 ■

市民・事業者等との協働により、ごみ減量など各種キャンペーンを4回実施するとともに、パトロールによるごみの出し方指導等の啓発活動を継続して行い、ごみの減量・資源化に取り組みました。また、家庭系ごみ有料化による効果について検証し、減量効果やごみ処理経費、分別の方法やリサイクルの流れなどを広報特集号及びホームページに掲載し、市民への周知を行いました。この結果、平成19年度との比較で可燃ごみと不燃ごみの合計で約14.6%減量となりました。

ごみ処理総合計画 2015 の改定に向けては、

助言者会議を設置して6回の会議を開催し、 主要施策の検証や有料化によるごみの減量 効果を見極めながら今後の目標値の設定な どを検討し、提言書をまとめました。また、分 別収集計画の改定について、調布市・ふじみ 衛生組合と共同で計画を策定しました。

9 新ごみ処理施設の整備

(ごみ対策課)<「施政方針」掲載事業>

ふじみ衛生組合を事業主体として、平成20年3月に策定した新ごみ処理施設整備実施計画に基づき、事業の推進を図ります。施設整備においては、公設民営方式により選定した事業者と実施設計書を作成するとともに、粗大ごみ処理施設・管理棟等の解体や土壌汚染調査などを実施した上、新施設整備に向けて工事着手を図り、施設の平成25年度の稼働を目指し取り組みを進めます。

(目標指標:新ごみ処理施設整備実施設計書 を作成し、新ごみ処理施設の平成 25 年度稼 動を目指します。)

■ 達成状況 ■

ふじみ衛生組合において、新ごみ処理施設整備実施計画に基づき、事業の推進を図りました。施設建設にあたり、工事請負業者と実施設計書を作成するとともに、建設予定地内の既存施設の解体や土壌汚染調査を実施し、8月17日より工事に着手しました。平成25年度稼働に向け、掘削・基礎工事など土木建築工事に取り組み、順調に進捗しています。

また、三鷹市・調布市の市民の意見を踏ま えた環境と安全に配慮した施設運営のため、 引き続き「ふじみ新ごみ処理施設整備市民検 討会」や「ふじみ衛生組合地元協議会」を適 宜開催し、施設の環境学習などの検討や施 設運営における「環境保全に関する協定書」 の検討が行われています。

10 農業関係団体との協働による都市 農業の推進 (生活経済課)

減少している農地や都市農業の重要性について市民の理解を深めるため、市制施行60周年記念事業として農業関係団体と協働で、「第50回農業祭」を開催します。また、「都市農業を育てる市民のつどい」の実施や農業経営の改善に意欲ある農業者を支援する「認定農業者制度」の普及促進、「援農ボランティア」などの担い手の育成も農業関係団体との協働により実施し、農業振興の推進を図ります。

(目標指標:都市農業を育てる市民のつどい 参加者 80 人、農業祭出品数 3,000 点、認定 農業者認定数 20 経営体、援農ボランティア認 定者9人を目指します。)

■ 達成状況 ■

都市農業を育てる市民のつどいは、選挙の 実施に伴い日程を変更したところ、学校行事 と重なる等したため、参加者は50人にとどまり ました。

第50回農業祭は、商工会との連携の強化を図り、これからの農商工の連携につながる一歩となりました。また、猛暑にもかかわらず2,669点の出品がありました。

認定農業者認定数は5経営体と目標を下回りましたが、援農ボランティア認定者は目標を超える15人となりました。

■ 三鷹ゆかりの文化人顕彰事業 一市制施行 60 周年記念事業ー

(コミュニティ文化課)<「施政方針」掲載事業>

平成 20、21 年度と太宰治顕彰事業を推進してきましたが、三鷹市にゆかりのある文化人に幅広く焦点をあてて、市制施行 60 周年記念事業として「三鷹ゆかりの文学者展」(仮称)及び三鷹市ゆかりの作曲家である故中田喜直が没後 10 周年を迎えるに当たり、「中田喜直コンサート」(仮称)を、三鷹市芸術文化振

興財団と連携して開催します。太宰治に関しては、引き続き「太宰治文学サロン」を拠点施設として顕彰事業を「民学産公」の協働により実施します。また、市内事業者等が行う太宰治関連グッズ作成、販売等を支援します。 (目標指標:企画展・コンサートの開催、文学サロンの運営及び関連グッズの開発を行います。)

■ 達成状況 ■

芸術文化振興財団との共催で開催した「三鷹ゆかりの文学者たち」展の入場者数は2,664人となりました。新しい視点で三鷹にゆかりのある文学者を紹介することにより、更に市内外に「文学の薫り高い三鷹」をアピールすることができました。また、中田喜直の没後10年にあたり開催した「ちいさい秋みつけたコンサート」は、高山小学校の児童の出演もあり、心温まるコンサートとして会場も満席になりました。なお、この2つの事業は市の文化事業としてはじめて有料としましたが、好意的に受入れられました。

太宰治文学サロンの入館者数は、12,070 人で昨年より減少しましたが、みたか観光ガイ ド協会との協働により、サロン内での解説や太 宰治ゆかりの場所に関するガイドが行われて おり、好評を博しています。今後も、民学産公 の協働のもとに顕彰事業を実施していきま す。

12 安全安心まちづくり事業の普及拡大 (安全安心課)<「施政方針」掲載事業>

安全安心の取り組みの成果は、刑法犯罪発生件数の減少として現れてきていますが、さらなる事業の展開を図るため、引き続き生活安全推進協議会での協議を進め、今まで取り組んできた安全安心・市民協働パトロールをさらに拡充し、安全安心パトロール車の貸し出しの拡大に取り組むとともに、子どもの安全対策として親子による地域安全マップづくりや安全安心メールの普及などICTの活用を図りま

す。

また、犯罪の抑止と地域の防犯力向上を目的に、市内に点在する落書きの消去活動を地域市民・警察・東京都等関係機関と協働で取り組み、安全安心のまちづくりを推進します。(目標指標:安全安心・市民協働パトロール員数 1,800 人、犯罪発生件数3%減、落書き消去3地区を目指します。)

■ 達成状況 ■

犯罪発生件数は年々減少し、平成20年から3年連続で2,000件を下回っています。平成22年の市内の犯罪発生件数は、1,767件(前年比6.5%減)と、さらに減少しました。安全安心パトロール参加者は1,547人、ボディパネル装着車は715台、安全安心メール登録者は16,773人に拡大しています。あわせて、日頃の活動が円滑にできるよう、地域の各団体との情報交換会や懇談会を積極的に開催しました。

犯罪の抑止と地域の防犯力向上を目的に、 地域市民や団体及び三鷹警察署等との協働 により、市内に点在する落書き消去活動を7 地域(8回)で実施するとともに、子どもの安全 対策として、防犯啓発パネル「パトロール警戒 中」を作成し、市内各小・中学校、保育園及び 公園などに設置しました。

さらに、市内各地域に設置されていた(約50か所)防犯立て看板等についても、経年劣化に伴い交換しました。

健康福祉部の 「運営方針と目標」の達成状況

活 福 祉 進

域 福

地

健康福祉部調整担当部長 後藤 省二 健康福祉部長 城所 吉次

祉

齢者支援課

部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

●三鷹市に暮らす市民の方々が、地域社会 の中で生活の安心・安定が感じられ、希望と生き がいを持って暮らすことができるよう保健・医療・ 福祉施策などが充実したまちづくりを目指しま す。

そのために、市民・事業者・関係機関等と協 働し、「第3次三鷹市基本計画(第2次改定)」と 「三鷹市健康・福祉総合計画 2010(改定)」の推 進を図り、あわせて「第四期三鷹市介護保険事 業計画」に基づく介護保険事業の適切な運営や 「第2期三鷹市障がい福祉計画」に基づく障が い者施策の一層の推進に取り組むとともに、市 民の健康づくりと介護予防事業、保健事業の推 進、さらには生活保護法等に基づく適切な制度 運営を図ります。

各課の役割

健康福祉部は、地域福祉課、高齢者支援課、 生活福祉課、健康推進課の4課と北野ハピネス センターから構成されています。具体的には、高 齢者や障がい者、社会的援護を必要とする市民 などを対象とした社会福祉に関すること、生活保 護法に基づく援護等の生活福祉に関すること、 健康づくりと保健事業、介護保険に関することな どを担当しています。北野ハピネスセンターは、 心身障がい者(児)の社会的な自立等を目指し て相談・療育・訓練などを行っています。

営資源(平成 22 年4月1日現在)

①職員数

■職員数

健康福祉部職員 130 人

■職員比率(正規職員)

健康福祉部 130 人/ 市職員 1,026 人

→ 職員比率 約12.7 %

②予算規模

■予算規模

平成22年度健康福祉部予算額

一般会計

13,309,238,000円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計

12,066,222,000 円

介護サービス事業特別会計 1,046,613,000 円

介護保険事業特別会計 9,883,628,000 円

実施方針

●諸計画の実施・遂行による福祉・保健施策 の総合的な推進

市民・市民活動団体・事業者等と行政の協働で、「三鷹市健康・福祉総合計画 2010(改定)」、「第四期介護保険事業計画」、「第2期障がい福祉計画」等を推進し、お互いに支え合う地域社会の構築、そしてライフステージの様々な場面での困難に対応できる保健・医療・福祉の充実したセーフティーネットの構築を図り、高齢者や障がい者などが地域で安心して心安らかに生活できる環境とサービスを整備していきます。

また、すべての市民が互いの人権を認め尊 重しあう、地域風土と地域社会の形成にも努め ていきます。

本年度は、平成23年度に策定が予定されている「三鷹市健康・福祉総合計画」、「介護保険事業計画」、「障がい福祉計画」等について、ニーズ把握のための実効性のある実態調査などに取り組みます。

●住民との協働を柱とする地域ケアの推進

住み慣れた地域で安心していきいきと暮らす ことができるよう、サポートが必要な高齢者・障が い者等を支える地域ケアネットワーク事業の一 層の拡大と充実を図っていきます。

本年度は、地域ケアネット井の頭、地域ケアネット新川中原、地域ケアネットにしみたかの活動の一層の充実を図るとともに、東部地区においてもネットワークの設立に取り組むほか、「地域福祉フォーラム(仮称)」を開催します。

また、新川地区の地域包括支援センターの整備に伴い、介護サービスの拡充を図っていきます。

このほか、傾聴ボランティアや認知症サポーター、地域福祉ファシリテーター養成と活動支援

に引き続き取り組み、地域福祉を担う人財の確保と育成を進めていきます。

●健康づくり・介護予防事業、新型インフルエンザ対策、各種検診等の推進

高齢者が今暮らしている地域で、いつまでも元気で健康な生活を営めるよう、生活機能の低下を防止するための総合的で効果的な介護予防事業の推進や健康寿命の延伸と地域からの健康づくりを目指す健康増進事業を、特定健診・保健指導事業との連携を強化する中で、一層の充実を図っていきます。このほか、各種がん検診の拡充による、がんの早期発見、早期治療の促進や、妊婦歯科健診の拡充等を実施し、健康確保の充実を進めていきます。

また、「三鷹市新型インフルエンザ対策行動 計画」に基づき、医師会・保健所等関係機関と 連携しながら、新型インフルエンザ対策を推進し ていきます。

●障がい児・者福祉施策の充実

障がい者施策については、「だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ社会の構成員として自立して生活できる」ようにするための環境の形成・整備を目標とする、多様な障がい者自立支援諸施策の拡大・充実を進めていきます。その一環として、民間法人が行う施設整備への支援を行っていきます。

北野ハピネスセンターについては、「北野ハピネスセンター事業の検証と今後のあり方について」(報告書)を踏まえ、障がい児の相談・療育の中央センターとしての機能の拡充を図り、障がい児一時保育の実施など障がい児支援を拡充していきます。また、成人部門についても、重度者の受け入れ対応として、送迎等の体制や施設のバリアフリー化など環境整備を進めていきま

す。

●セーフティーネット支援施策の充実等

高齢者、障がい者、生活困窮者等がライフステージの様々な場面で直面する障壁や困難に対して、制度的な支援施策を踏まえたセーフティーネットの構築を図っていきます。

本年度は、就労や就業などで困難を抱えている被保護世帯に対し、生活保護の負の連鎖を食い止め、若者の自立を支援するための事業を進めていきます。

また、災害時要援護者支援事業に取り組み、 安全安心の地域生活環境の充実に努めます。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 地域ケア推進事業の拡充

(高齢者支援課)〈「施政方針」掲載事業〉

住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるために、サポートが必要な高齢者・障がい者等を支える地域ケアネットワーク事業の拡大と充実を図ります。

井の頭地区では、相談サロン、「ちょこっと サービス支え合い」事業の拡充を図るなど高 齢者の孤立化や閉じこもり防止に努めます。 新川・中原地区及び西部地区では、地域の 生活課題を整理し、学習会等の開催を通して、 具体的な事業の検討を行うなど生活課題解 決に向けての活動を支援します。また、東部 地区においての地域ケアネットワークの設立 に向けて準備を開始します。傾聴ボランティア については、スキルアップ講座を開催するとと もに在宅高齢者への傾聴活動の拡充を行い ます。認知症ケアについては、認知症キャラ バンメイトの活動支援による啓発事業の継続 とスキルアップ及び三鷹市における認知症ケ アの枠組みづくりに努めます。さらに、ルーテ ル学院大学等と協働して地域福祉ファシリテ ーター養成講座を開催するなど地域での福 祉人財の育成を図ります。

(目標指標:井の頭地区:事業の継続実施を行います。新川中原地区及び西部地区:生活課題の整理、事業の検討等生活課題解決に向けての活動を支援します。地域ケアネットワークの拡大:東部地区での地域ケアネットワーク設立準備に取り組みます。傾聴ボランティ

ア:在宅高齢者への傾聴活動の拡充を図ります。認知症ケア:認知症キャラバンメイトの活動支援を図りつつ、市の認知症ケアのための枠組みづくりに努めます。地域福祉人財の養成:地域福祉ファシリテーター養成講座等地域福祉人財養成事業を実施します。)

■ 達成状況 ■

井の頭地区、新川中原地区及び西部地区の地域ケアネットワークへの活動支援を行うとともに、市内4か所目となる地域ケアネットワーク・東部を設立することができました。在宅高齢者への傾聴ボランティアの傾聴活動を拡充するとともに、認知症キャラバンメイトの活動支援を図りつつ、認知症ケアのための枠組みづくり(医療連携等)に努めました。また福祉人財養成についても成果を上げることができました。

2 介護老人福祉等の整備に伴う介護 サービスの拡充(高齢者支援課)

〈「施政方針」掲載事業〉

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) の待機者の解消を図るとともに、様々な高齢 者ニーズに対応できるよう、UR都市機構が所 有していた「新川島屋敷地区」に社会福祉法 人が事業を開始する介護老人福祉施設・通 所介護事業所・居宅介護支援事業所等を中 心として、介護サービスの充実に努めます。

また、市内で7か所目となる地域包括支援センターが、介護老人福祉施設に併設されま

す。地域の高齢者等の総合相談窓口、介護 予防ケアマネジメント、権利擁護事業等を通し て、総合的に高齢者を支える体制の充実を図 ります。

(目標指標:介護老人福祉施設への三鷹市民の入居に努め、待機者の解消を図ります。)

■ 達成状況 ■

平成 22 年5月に介護老人福祉施設「みたか紫水園」を開設しました。あわせて、居宅介護支援事業が5月、通所介護事業が10 月に開始されました。

介護老人福祉施設の入居定員 120 人中三 鷹市民の割合は7割程度となっています。

また、市内で7か所目となる地域包括支援センターを、平成22年5月にみたか紫水園内に開設しました。新川・中原地域の住民の総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業等の窓口として有効に機能しています。

3 障がい者施設の整備費の助成 (地域福祉課)〈「施政方針」掲載事業〉

障がい者の卒業後等の日中活動の場の確保を図るため、社会福祉法人が整備を進める、平成22年度開設の障がい者生活介護事業所にじアート、平成23年度開設予定の障がい者就労支援事業所はばたけ第二(仮称)、障がい者就労支援等事業所巣立ち風の建設費等の一部を補助します。

障がい者生活介護事業所にじアートについては、平成22年度1,500千円を補助し、平成23年度~41年度(債務負担)で28,500千円(限度額)を補助します。また、障がい者就労支援事業所はばたけ第二(仮称)と障がい者就労支援等事業所巣立ち風については、平成23年度~42年度(債務負担)で30,000千円(限度額)を補助します。

(目標指標:障がい者生活介護事業所にじアートには安定した運営等の促進、また、障がい者就労支援事業所はばたけ第二(仮称)と障がい者就労支援等事業所巣立ち風につい

ては、建設等の計画的な実施についての協議)

■ 達成状況 ■

障がい者生活介護事業所にじアートは、平 成22年4月に開設し、利用定員を10名増や して40人としました。施設整備費として、平成 22 年度 150 万円を補助し、平成 23 年度から 41 年度の間に総額 2,850 万円 (限度額)を補 助することにより、安定した運営等が図られる よう支援しています。また、障がい者就労支援 事業所はばたけ第二(仮称)と障がい者就労 等支援事業所巣立ち風は、いずれも平成22 年11月に着工し、平成23年夏から秋の開設 を目途に工事を進めています。いずれも平成 23年度から42年度(債務負担行為)の間で総 額3,000万円(限度額)を補助することとしてい ます。なお、はばたけ第二(仮称)は高齢障が い者を念頭に置いた高齢者施設との合築施 設となります。

2施設の開設に伴い、定員の増とともに、知 的障がい者の就労移行支援事業、精神障が い者の自立訓練事業など新たなサービスメニ ューが展開されることは、障がい者の選択肢 が広がることになります。

4 健康づくり・介護予防事業の推進 (健康推進課)

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らし、要支援、要介護となることを予防するため、65歳以上の高齢者を対象に運動機能や口腔機能などの生活機能向上を目指して地域の健康づくりの活動と連携した介護予防事業を推進します。地域包括支援センターとの連携による研修会や、特定高齢者を対象とした啓発事業である「元気な今から介護予防」を実施し、介護予防についての理解や体力測定、健康相談を行い、介護予防事業への参加につなげていきます。

今年度は、介護予防事業の終了者について、自主グループのコーディネートと講師派遣

に取り組み、地域で継続した健康づくりの活動を支援していきます。

(目標指標:①高齢者の 3.5%(およそ 1,000 人)の介護予防事業への参加、市事業参加 終了者の自主グループ化)

■ 達成状況 ■

介護予防事業を健康づくり事業の一環として特定高齢者及び一般高齢者を包括して一体的に実施するため、高齢者支援課や地域包括支援センターと月1回連絡会を開催しました。また、特定高齢者把握選定の第一段階である介護予防基本チェックリストの送付時から案内文や広報案内等を工夫し、広く市民に介護予防事業の周知を図りました。その結果、介護予防事業の参加人数は、高齢者のおよそ4%にあたる1,360人となりました。さらに、事業の参加修了者による自主グループの育成に努めたことにより、3か所の自主グループへ講師派遣する等、地域で継続した健康づくりの活動を支援することができました。

5 健康・福祉総合計画等の策定に 向けた取り組み(実態調査等)

(地域福祉課等) 〈「施政方針」掲載事業〉

平成23年度に策定が予定されている「三鷹市健康・福祉総合計画」をはじめ「介護保険事業計画」、「障がい福祉計画」等について、今年度はニーズ把握のための実効性のある「高齢者・障がい者等の生活と福祉実態調査」を実施します。同時に、諸計画の達成状況の集約を図るとともに、子ども政策部と連携を図りながら、学識経験者から意見を得るなど計画策定に向けた準備に取り組みます。

(目標指標:高齢者・障がい者等の生活と福祉実態調査の実施及び学識経験者からの意見を得るなどの計画策定準備)

■ 達成状況 ■

「高齢者・障がい者等の生活と福祉実態調査」を実施し、報告書を取りまとめました。これは、健康福祉総合計画 2022(仮称)策定に向

けた基礎資料となるものです。同時に、子ども 政策部と連携しながら、計画策定職員チーム を立ち上げました。また、学識経験者による学 習会を実施し、計画策定に必要な各分野の 潮流や課題の把握を行うなど、平成 23 年度 の健康福祉総合計画 2022(仮称)をはじめと する各種計画策定に向けた準備を行いまし た。

6 地域福祉フォーラム(仮称)の開催 一市制施行 60 周年記念事業ー (高齢者支援課)〈「施政方針」掲載事業〉

今後の持続可能な地域ケア活動のための 視点や仕組みづくりなどをともに学び、多様な 団体・機関との連携を深める中から、三鷹に おける地域福祉のコミュニティ「力」により、地 域ケアネットワークの活動の一層の向上と展 開に資するために地域福祉フォーラム(仮称) を開催します。

(目標指標:地域福祉フォーラムの開催、開催 に向けた各地域ケアネットワーク等との打合せ 会議)

■ 達成状況 ■

平成23年1月22日に産業プラザで地域福祉フォーラム「地域の力で誰もが暮らしやすい三鷹をめざして」を開催しました。フォーラムには、各地域ケアネットワークの構成諸団体をはじめ、地域ケアネットワーク未設置地域の住民協議会、町会・自治会、民生・児童委員、専門機関職員等、およそ250人の参加者を得ました。この事業を通して、既に活動している3つの地域ケアネットワークにおいては、これまでの活動の振り返りと今後の展望について協議する良い機会となりました。また、地域ケアネットワーク未設置地区の関係団体、機関等から多数の参加を得られたことにより、地域ケアネットワークへの理解をより一層深めていただくことができました。

7 被保護事業自立促進事業(健康管理、 金銭管理、子ども・若者支援)の実施 (生活福祉課)〈「施政方針」掲載事業〉

被保護者のうち、居宅生活を送っている精神障がい者や認知症の高齢者等に対し、健康管理支援員が中心となり、地域の関係機関などと連携しながら通院や服薬管理等を支援するとともに、金銭管理が困難な被保護者に対しては、地域の社会福祉法人と協働して金銭管理事業を実施することで、自立に向けて地域での安定した生活が送れるよう支援します。

また、不登校や引きこもり状態により、社会生活が困難となっている被保護者に対し、子ども・若者の自立や社会参加支援に取り組んでいる地域のNPO法人と協働し、地域の関係機関などと連携しながら、不登校や引きこもり状態などの早期解消を図り、自立に向けて社会適応能力の向上と適切な人間関係の維持等が可能となるよう支援します。

(目標指標:自立支援プログラムに登録し、優 先順位の高い方から支援を実施します。)

■ 達成状況 ■

健康管理支援員が中心となり支援を行ったことにより、精神障がい者のための施設への通所や通院をはじめた方などがいました。また、金銭管理事業により地域で安定して生活することができるようになった方や金銭管理等の日常生活能力の高まった方がいました。

さらに、子ども・若者に対する自立支援事業では、事業への参加により引きこもりを脱しつつある方が出るなどの成果がありました。

8 新型インフルエンザ対策の推進 (健康推進課)〈「施政方針」掲載事業〉

市民生活の安全安心を確保するため、新型インフルエンザの流行段階に応じて対策を継続するとともに、パンデミック期を想定した市の事業継続計画(BCP)の検討・策定を行

います。発熱外来の整備の補助、医薬品、防 護服等の段階的な備蓄を行っていきます。今 後も必要な対策の検討などに取り組みます。 (目標指標:新型インフルエンザ対応の事業 継続計画検討・策定、発熱外来等の整備、備 蓄品の購入等を進めます。)

■ 達成状況 ■

新型インフルエンザ(強毒型)対策行動計画に基づき、備蓄品の点検と補充を行い、充実を図りました。また新型インフルエンザの流行について情報把握に努め、市民に対して知識・予防の啓発等の対応を行いました。

さらに季節性インフルエンザと豚由来の新型インフルエンザをあわせた予防接種「三価ワクチン」の接種助成事業を実施しました。市内医療機関の発熱外来設置については、入院設備を含め平成23年度以降に都の直接の補助金を活用することになりました。一方、市の事業継続計画(BCP)については、策定に向けた検討を開始し、引き続き平成23年度に策定作業に取り組むものとしました。

なお、新型インフルエンザは平成23年度から季節性インフルエンザとして取り扱うこととなりました。

9 災害時要援護者支援モデル事業の 推進(高齢者支援課)

〈「施政方針」掲載事業〉

高齢者や障がい者など、災害時の要援護者を支援する地域サポートシステムを確立するため、これまで21年度に実施したモデル事業の分析と課題検証を踏まえながら、モデル事業の手法の改善とマニュアル作成、段階的な全市展開に向けた要綱の作成等、準備を進めます。

(目標指標:モデル事業実施町会での支援マップづくり等への支援の継続と要援護者把握調査実施マニュアルの作成にあたってのモデル事業実施町会との情報・意見交換)

■ 達成状況 ■

モデル事業を踏まえ、町会・自治会等を基本単位とした小地域相互支援型同意方式による災害時要援護者支援事業方針案を検討・作成し、これを総務部防災課と連携した「災害時避難支援プラン(全体計画)」に反映しました。また、これらの検討を踏まえて、小地域相互支援型同意方式を主軸とした、町会・自治会向けの災害時要援護者支援マニュアル(案)の作成に向けた検討を行いました。

10 北野ハピネスセンター乳幼児小集団 療法及び障がい児一時保育事業の 実施 (北野ハピネスセンター)

〈「施政方針」掲載事業〉

市内の集団での保育が難しい子どもの日 中預かりの市民のニーズに応えていくため、 障がい児一時保育事業に取り組みます。

心身の発達に遅れや特性があると認められる乳幼児の相談件数が増加していることを踏まえ、療育提供方法の一つとしての小集団療法を新たに実施します。市内唯一の療育専門通園施設として市民のニーズと障がい児の増加にきめ細かく対応するため、小集団療法の効果や具体的方法を検証します。このことにより、早期療育システムの適切な提供方法の再構築、具体的な療育提供回数の増加につなげ、子どもの発育発達支援の拡充と向上を図ることにより、市民のニーズに応えていきます。

(目標指標:障がい児一時保育事業一時間当 たり2人)

■ 達成状況 ■

乳幼児小集団療法では、幼稚園や保育園 に通っている子どもを対象とした集団療法を 実施しました。保育士を中心に課題遊びを通 して子ども同士の関わり方を学び、社会性ス キルの向上を目指しています。また、定期的 な療育を提供することで成果が見られます。 課題としては、より専門的な療育内容が求め られるため、専門療法士との連携確保が挙げられます。

1時間あたり2人の幼児を預かる一時保育事業は、障がい児の保護者に周知されるようになり、くるみ幼児園児を中心に利用者が増加しています。保護者からは子育て支援の一つとして気軽に利用でき助かると高く評価を受けています。今後は、利用児が増加していることを踏まえ、特に安全面に留意して保育を行います。

11 井の頭地域福祉支援センターの開設 と運営 (高齢者支援課)

〈「施政方針」掲載事業〉

65 歳以上の高齢者世帯や日中独居高齢者の生活実態を把握し、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し適切なサービスへつなげるとともに、緊急通報システム等を活用した緊急時対応により在宅生活での安心を確保する地域福祉支援センターを井の頭地区に開設し運営を行います。

(目標指標:井の頭地域福祉支援センターの 開設、緊急通報システムの設置普及、総合相 談窓口の設置運営)

■ 達成状況 ■

平成 22 年4月に井の頭地域福祉支援センターを開設しました。地域ケアネットワーク井の頭や地域包括支援センターが実施する地域連絡会議へ職員を派遣し、相談窓口としての周知と地域要援護高齢者の実態把握に努めました。

年間で750件の相談を受けたほか、地域包括支援センターなど関係機関との連携のもと、適切なサービスを提供しました。また、緊急通報システムの設置普及についても、ほぼ当初目標の14世帯に導入し、在宅高齢者の安心を提供できました。

12 妊婦歯科健診の個別化の実施 (健康推進課)〈「施政方針」掲載事業〉

妊娠中はホルモンバランスや生活習慣および環境の変化などにより口腔内疾患を誘発しやすくなっています。特に歯周疾患に罹患すると早産のリスクが増加するため、従来の歯科健康診査(集団で月2回実施)を個別健診方式に改め、受診しやすい健診環境をつくります。

(目標指標:妊婦歯科健診の受診率 30%)

■ 達成状況 ■

妊娠届を提出された妊婦に対し、母子手帳 とともに受診票を渡しました。転入者に対して は窓口及び郵送にて渡しました。

個別化の初年度で 463 人が受診し、集団 健診の時には 13%前後であった受診率は、 25.6%と以前の倍近くになりました。健診の場 が地域にあることで受診しやすくなった結果と 思われます。

協力歯科医院 58 医院が健診を行うことは、 今後もかかりつけ歯科医として口腔の健康維持管理に大きく関わることになります。

子ども政策部の「運営方針と目標」の達成状況

児童青少年課

子 ども育 成 課

子育て支援課

子ども政策部長 酒井 利高 子ども政策部調整担当部長 井上 明

■1■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

●三鷹市に生活するすべての子どもが地域の中で健やかに成長ができ、子育て家庭が孤立せず安心して子育てができ、喜びを実感できる環境や基盤を確立し、次世代を担う子どもの育ちと健全な育成を地域社会全体で支えることができる高福祉のまちづくりを目指します。

そのために、「三鷹子ども憲章」、「三鷹市子育て支援ビジョン」の理念の実現と「三鷹市健康・福祉総合計画 2010(改定)」、「三鷹市次世代育成支援行動計画(後期計画)」に掲げられている子育て支援施策の推進と充実をNPO等をはじめ関係機関・団体との連携を図り推進します。

同時に、ライフスタイルや就業形態の多様化、核家族化や地域関係の希薄化が進行する中、

地域、学校、家庭と連携、協力を行い「三鷹市教育ビジョン」で進められている施策との整合性も図りながら、「仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現を図ります。

各課の役割

子ども政策部は、児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課の3課から構成されています。 子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図るため、①子ども施策の全般の企画調整、②児童青少年の健全育成や各種団体への支援、③保育所、学童保育所、児童館等の整備と運営、④母子及び寡婦福祉法に基づく支援、⑤子ども手当、その他児童等の手当の支給、⑥児童及びひとり親家庭等の医療費助成、⑦幼稚園等の私立学校助成などの業務などを行っています。

■2■ 部の経営資源(平成22年4月1日現在)

①職員数

■職員数

子ども政策部職員 253 人

■職員比率(正規職員)

子ども政策部 253 人/ 市職員 1,026 人

→ 職員比率 約24.7 %

②予算規模

■予算規模

平成22年度子ども政策部予算額

一般会計

8,662,148,000円

実施方針

●「三鷹子ども憲章」と「三鷹市子育て支援ビジョン」の理念の実現の推進

「三鷹子ども憲章」の普及・啓発に努め子どもたちが健やかに成長するための社会・地域風土の形成に努めます。同時に、「三鷹市次世代育成支援行動計画(後期計画)」に基づく子ども・子育て施策を推進し、すべての子どもの健やかな「育ち」と「成長」を社会全体で支える仕組みづくりと子どもたちがいきいきと輝き、誰もが安心して子育てができる地域社会の実現に向けての環境の整備を行い、「三鷹市子育て支援ビジョン」に掲げられている課題の実現を図ります。

●青少年の健全育成と団体活動への支援の 推進

新しい時代の担い手である子どもたちや青少年が地域社会で豊かな心をもち、心身とも健康に成長できるように、青少年委員協議会、青少年対策地区委員会や青少年補導連絡会等の関係機関・団体や地域の多くの人たちが協力連携し、「三鷹市児童青少年健全育成活動の基本方針」に沿って活動ができるように支援体制の整備を図ります。

●学童保育所等放課後支援の充実と安定的 な運営の推進

子どもたちが遊びやスポーツ、学習を通じて 仲間づくりや社会参加ができるように「三鷹市子 どもコミュニティ推進計画」に基づき、地域、学校、 家庭が一体となり子どもたちの放課後等の活動 の拠点づくりを進めるとともに、子どもたちが安全 で安心して生活ができる「居場所」としての学童 保育所の運営と地域子どもクラブの活動との連 携を図ります。

また、学童保育所の整備については、通所児 童の安全、待機児解消、施設の老朽化等の視 点から計画的に進めていきます。

●地域における子育て支援の充実とひとり親 家庭自立支援事業の推進

子ども家庭支援センターや親子ひろば等の事業の充実とサービスの質の向上を図るとともに、 みたか子育てねっとの利便性の向上、子育てグループの育成、親同士の交流等のサポートを行い、地域の子育て家庭を支援できるネットワークの充実を推進します。

母子家庭等の自立が促進されるよう子育て相談、生活・就労相談等の取り組みを充実します。

●保育園待機児童解消と保育サービスの充 実への取り組みの推進

既存保育園の分園化、増設への支援や改修 等に伴う定員増の取り組み及び弾力的な運用 の検討と家庭福祉員、認証保育所や事業所内 保育所等の認可外保育所等の整備を進め、保 育園入所希望の増大と待機児解消の対応を継 続的に進めます。

保護者の就労、生活実態や保育ニーズの多様化に対して、延長保育の拡充、病児保育事業の拡大や認可外保育施設等利用助成等の保育サービスの充実を進めます。

●各種手当や医療助成等をはじめとした子育 て支援施策の推進

子ども手当の開始、児童扶養手当の父子家庭への拡大等への対応を確実に行うとともに、その他の手当や、乳幼児をはじめとする医療費助成、また、私立学校への助成も含め各制度の適正な運用を図り、子育て世帯への経済的負担の軽減に向けた支援を進めます。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 子育て支援ビジョン及び次世代育成 支援行動計画の推進(児童青少年課・ 子ども育成課・子育て支援課)

「三鷹市子育で支援ビジョン」と平成 21 年度に策定した「三鷹市次世代育成支援行動計画(後期計画)」に基づき、子どもたちの「育ち」を地域全体で支え、次世代育成に向けて、「未来への投資」を効果的に行っていく事を基本とした施策を展開していきます。また、多様化し増大する保育ニーズに対応した待機児対策や保育環境の整備、さらにはすべての子育で家庭を支援する施策の拡充についても、「教育・子育で研究所」の意見も踏まえながら推進していきます。計画の進行管理については、毎年目標事業量の達成状況を公表していくとともに、次世代育成支援対策地域協議会(仮称)の設置に向けての準備を行い、評価・検証体制の構築を目指します。

(目標指標:目標事業量の達成状況公表を毎年 度実施し、地域協議会の平成23年度設置へ向 けて準備します。)

■ 達成状況 ■

平成22年度は、目標事業の計画的な進行管理と協議会設置準備の2つが大きな課題でした。その中で、保育園の待機児解消施策として、私立認可保育所の分園化、増築、開設支援や家庭福祉員の拡充、認証保育所の開設支援、公立保育園の運用定員の弾力化により204人の定員増を図り、一定の成果を上げることができました。目標事業量の達成状況の公表については、平成21年度実施事業量は8月に公表することができました。平成22年度は、事業量の把握の準備を行い、平成23年8月公表に向け準備をしました。

2 三鷹子ども憲章の普及・啓発 (児童青少年課)

児童・生徒による活動に加え、保護者や地域 住民による活動等も視野に入れた幅広い普及、 実践活動の展開を図ります。また、私立学校(幼稚園を含む。)に通う児童・生徒についても、啓 発用カードを配布し、子ども憲章の普及を図ります。

(目標指標:小・中学校や地域等において、憲章の普及・啓発に向け重点的に取り組むアクション月間(11月)を設定し、優れた取り組みを広く紹介します。)

■ 達成状況 ■

私立小・中学校の児童・生徒と私立幼稚園の 園児へ啓発カードを配布しました。また、学童保 育所の入所承認通知送付時には、子ども憲章 本文を表示した封筒を使用し普及に努めました。 あわせて地域団体等の普及・啓発活動として、 青少年対策地区委員会の活動の中で、取り組 み事例の紹介を行うための準備をしました。

3 子ども手当等の支給事務の確実な執 行(子育て支援課)

〈「施政方針」掲載事業〉

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを 社会全体で応援することを目的として、中学校 修了までの児童を養育している保護者等に、児 童一人につき月額13,000円を支給します。制度 の周知徹底を図り、申請漏れのないよう新規受 給対象者に対しては個別の勧奨等を行い、確 実な執行に努めます。

(目標指標:制度についての周知を図り、丁寧な 勧奨を行うとともに、随時払いを設定し迅速な支 払いに努めます。)

■ 達成状況 ■

制度導入にあたっては、短期間に大量の事務が発生しましたが、当初計画どおり事業を進めることができました。

ホームページや広報を通じて制度の周知に努めるとともに、申請の必要な方には個別に勧奨通知を出すなど丁寧な対応を行ったことにより、申請率も99%以上となりました。

手当支給についても、6月の定例支給日以降、 経過措置期間中の新規申請者に対して毎月随 時払いを実施するなど、迅速な支給に努めまし た。

4 認可外保育施設等利用者助成事業 (待機児解消に向けての取り組み)

(子ども育成課) 〈「施政方針」掲載事業〉

認証保育所、保育室又は家庭福祉員を利用 する市内在住で保育を必要とする児童の保護 者に対し、助成金を交付することにより、経済的 負担を軽減するとともに児童の健全な育成を図 ります。

(目標指標:認可外保育施設等の利用者に向けての制度内容の周知及び助成金交付事業の確実な実施を図ります。)

■ 達成状況 ■

助成金の支給は、予定どおり実施できました。 対象者への周知も進み、直近の第4期(1月~3 月分)は、対象者 431 件に対し 430 件の申請を 受け付けました。

5 公立保育園の弾力運用による定数の 拡大(待機児解消に向けての取り組 み)(子ども育成課)

認可保育所の定員と入所児童数の現状及び 保育室の面積要件と必要な保育士の数を分析 したうえで、平成23年度実施に向けて認可定員 の範囲内で運用定員の拡大を検討します。

特に、3歳以上児の認可保育所定員については、空き状況によっては、3歳以上児との間で定員の割り振りを変更していくなど年齢別定員の

見直しも検討します。

(目標指標:現状の調査・分析及び運用定員変更の方針を確定します。)

■ 達成状況 ■

平成 23 年4月1日入所児童数を弾力的運用 により 40 人増員しました(うち4人は、2次募集 からの追加増員)。

児童数増加にあたり、保育の質の維持・向上を図るとともに、嘱託及び臨時職員の配置や定数の枠内で職員配置を工夫することで、新たな施設整備を行わずに効率的、効果的に実施しました。

6 南浦西保育園建替事業(待機児解消 に向けての取り組み)(子ども育成課) 〈「施政方針」掲載事業〉

昭和44年に開設された南浦西保育園が設置されている都営三鷹下連雀アパートが、老朽化に伴い東京都の建替計画に基づき建替えを行うことになったことから、保育園部分に係る建設を都に委託して実施し、施設の更新を進めます。新施設においては定員を100人程度に増やして待機児童の解消を図るとともに、効率的な運営と保育サービスの充実に努めます。平成22年度は、東京都と協議を行って、覚書を締結したうえで建設工事の委託に関する契約を締結します。(目標指標:老朽化施設のスムーズな更新のための調整・準備事務を完了します。)

■ 達成状況 ■

公立保育園の園長を中心とした検討チームが、 三鷹市としての要望をまとめ、東京都と協議を重ねることで、予算の範囲内で機能的で質の高い 保育園を設計することができました。また、当初 100人程度と想定していた定員のうち、1、2歳児 枠を拡充した結果、116人まで増員することができました。さらに、国からの交付金を確保するなど、財源確保を図りました。

7 認証保育所・認可保育所等の開設・ 整備支援(待機児解消に向けての取り 組み)(子ども育成課)

〈「施政方針」掲載事業〉

認証保育所の新規開設にあたり、開設準備経費を助成するとともに、運営費を助成します。あわせて、民間事業者が事業所内保育所等として使用する施設の建設を行った場合に建設費の一部を新たに助成し、待機児童の解消を図ります。

また、待機児童対策のため民間認可保育所 についても整備・誘導に努めます。

(目標指標:認証保育所の開設準備経費の助成 (2か所)、うち事業所内保育所等建設費の助成 (1か所)を実施します。認可保育所の分園化等 による増設を支援します。)

■ 達成状況 ■

認証保育所については、2か所(事業所内保育所等建設費の助成1か所を含む)で当初計画を10人上回る70人の定員増を図りました。認可保育所については、安心こども基金を活用する補正予算の対応をしたうえで分園化、増築及び新設するとともに、公立保育所においても、運用定員の弾力化を行い、全体で約130人の定員増を実現しました。0~2歳児において100人以上の定員を拡充することにより、東京都の待機児解消区市町村支援事業の要件をクリアしたことから、安心こども基金に更に上乗せ補助を受けることが可能となり、事業者と市の負担をさらに軽減することができました。

8 学童保育所の整備(三小学童保育所 の整備事業)(児童青少年課)

〈「施政方針」掲載事業〉

第三小学校建替えに伴い、現在の三小学童 保育所の建物を解体する必要があることから、 第三小学校南側の学校農園内に仮設学童保育 所を整備し移転するとともに、既存の学童保育 所の解体工事を実施します。新校舎移転後は、 現校舎を解体し、学校敷地内に新しい学童保育所を建設します。

(目標指標:仮設学童保育所の設置にあたっては、三小学童保育所A・Bそれぞれ 60 人規模の施設とします。)

■ 達成状況 ■

第三小学校建替工事の着工時期の変更に伴い、仮設学童保育所への移転時期の変更がありましたが、定員を各60人規模に増加した仮設学童保育所へ移転し、既存の学童保育所の解体を実施しました。仮設施設ではありますが、3年間という長期間にわたるため、設計、施工時に指定管理者や保護者の要望等を可能な限り反映するよう努めました。そのため、調整に時間を要したことから、移転の直前に保護者への通知や説明等を行うことになりました。

9 幼稚園就園奨励費補助金の拡充 (子育て支援課)〈「施政方針」掲載事業〉

幼稚園就園奨励費補助金については、国及 び都の補助制度を活用して低所得者への給付 の重点化を図るよう、補助単価の見直しを行い ます。また、兄姉(小学校1年~3年の場合)がい る家庭の負担軽減を図るため、第2子の保護者 負担割合を引き下げます。

(目標指標:申請内容審査を確実に行い、適切な補助金交付に努めます。)

■ 達成状況 ■

事業の実施にあたっては、国の補助単価及び 保護者負担割合の見直しを確実に反映するとと もに、補助単価が大幅に削減された所得層の対 象者には、東京都の特別補助金を活用した激変 緩和策を講じて、適切に事業を進めました。

10 父子家庭に対する児童扶養手当の 拡大(子育て支援課)

〈「施政方針」掲載事業〉

現在、母子世帯の母等を対象に支給している 児童扶養手当について、対象を父子世帯の父 にも拡大して支給します。実施時期は平成22年 8月1日からで平成 22 年度は 12 月に8月~11 月分の4か月分を支給します。申請漏れのないよう制度の周知に努め、新規受給対象者へは個別勧奨を行い、きめ細やかな対応を図ります。(目標指標:制度についての周知を図り、対象者に対しては丁寧な勧奨を行います。)

■ 達成状況 ■

制度拡充について、ホームページや広報による周知を行うとともに、対象者へ個別勧奨等を行ったことにより、当初の想定を上回る申請がありました。

また、制度の周知を図り、丁寧な対応を心がけたことで、母子家庭で当該手当を知らなかった方からの新規の申請や、父子家庭の方からこれまで未申請だった他の手当等への申請があったなど、当初想定した以上にひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することができました。

11 みたか子育てねっとの携帯サイトの 構築 (子ども育成課)

〈「施政方針」掲載事業〉

子育でに関する施設やサービスの情報を掲載したウェブサイト「みたか子育でねっと」について、平成21年度にふるさと雇用再生特別補助金を活用して、操作性やセキュリティの向上を図るとともに、携帯電話から相談できるようにリニューアルを実施したところですが、平成22年度も緊急雇用創出事業臨時特例補助金を活用し、新たに携帯電話用サイトを作成して運用を開始し、コンテンツも見直しして、利便性の向上を図ります。

(目標指標:利便性の向上を図り、2年連続で減少した訪問者数・アクセス数を増加させます。)

■ 達成状況 ■

「みたか子育てねっと」の保守を委託している、 株式会社まちづくり三鷹と協働して今回の携帯 サイトの構築を進めてきたことで、綿密な打ち合 わせを行いながら、スムーズに一連の作業を進 めることができました。成果としては、携帯サイトを構築したこととあわせて、コンテンツやデザインのリニューアルも行うことができたため、利便性が向上しました。ただし、訪問者数・アクセス数については、コンテンツの見直しの中で、子育てひろば(掲示板)コーナーを廃止したこと、訪問者数のカウント方式の変更などにより減少しました。

都市整備部の

「運営方針と目標」の達成状況

都市整備部長兼都市整備部調整担当部長 大石田 久宗 都市整備部技監兼広域まちづくり等担当部長 小俣 崇 まちづくり推進課公共施設課 道路交通課 建築指導課 下水道課

■1■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ●「高環境・高福祉のまち」、「緑と水の公園都市」の実現に向け、まちづくり事業を総合的に推進します。具体的には、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを重点的に推進し、安全でうるおいのある快適空間のまちづくりを、市民、事業者との協働で進めます。
- ●緑と水のネットワーク整備、景観や環境への 配慮、市民が主体となった地域のまちづくり支援、 地域特性を活かした魅力と活力のある再開発事 業等を推進します。
- ●公共施設の効率的な維持・保全・活用を図り、 都市再生に向けた推進体制の整備を進めます。 公共施設のデータベースシステムをもとに、施設

保全情報の一元的管理を行います。

●下水道施設の更新と広域的な視点からの再構築を図るとともに、合流式下水道の改善、防災拠点周辺の下水道施設の耐震化、都市型水害対策の促進を図ります。

各課の役割

都市整備部は、まちづくり推進課、公共施設課、道路交通課、建築指導課、下水道課、緑と公園課の6課で構成され、「人間のあすへのまち」の実現を目指し、安全とうるおいのある快適空間のまちをつくるため、①都市計画、再開発及び住宅政策、②公共施設の一元管理、③道路、橋りょう等及び都市交通、交通安全対策、④建築基準行政、⑤下水道、⑥緑化及び公園などの推進及び整備を行っています。

■2■ 部の経営資源(平成22年4月1日現在)

①職員数

■職員数

都市整備部職員 117 人

■職員比率(正規職員)

都市整備部 117 人/ 市職員 1,026 人
→ 職員比率 約 11.4%

②予算規模

■予算規模

平成22年度都市整備部予算額

一般会計 3,512,316,000 円

下水道事業特別会計 2,963,385,000 円

実施方針

●緑と水の公園都市を目指す事業の推進

緑と水の公園都市の実現に向けて「緑と水の 基本計画(第2次緑と水の回遊ルート整備計画)」に基づき、大沢の里整備事業を始め、公園 等の公有地化や整備の促進、公園が安全で安 心して遊べる空間となるような改修事業等を進め ます。また、市民との協働の取り組みを引き続き 推進するため、平成 21 年度に設立された特定 非営利活動法人花と緑のまち三鷹創造協会と 役割を分担しつつ、連携を図りながら市制施行 60 周年記念事業となる「花と緑のフェスティバ ル」の開催、市民との協働による花壇づくりや花 と緑の広場の運営を行います。こうした取り組み やまちづくりの全般的な事業を通して、緑と水の 豊かな良好な都市環境の創出に取り組んでいき ます。

●まちづくり3計画の改定・策定

「緑と水の公園都市」を実現するためのまちづくりに関する三鷹市土地利用総合計画、三鷹市緑と水の基本計画及び三鷹風景づくり計画(仮称)(以下「3計画」という。)については、順次改定や策定に取り組みます。

3計画の改定・策定にあたっては、上位計画となる第4次基本計画と整合を図るとともに、まち歩き・ワークショップの市民参加の手法により、地域課題・特徴を把握して、計画改定・策定の基礎となる資料を取りまとめます。

また、市民参加の具体的手法等の検討にあたっては、庁内に「まちづくりワークショップ等推進 プロジェクトチーム」を設置し、幅広い市民の参加による取り組みが実施できるよう進めていきます。

●都市計画道路等道路整備・バリアフリー化 の推進

都市計画道路3・4・13 号について、引き続き

用地買収に取り組むほか、都市計画道路3・4・7号の三鷹市八幡前交差点~下連雀七丁目交差点間約235mについて、「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」を活用して整備に取り組むとともに「バリアフリーのまちづくり基本構想」に基づく、道路のバリアフリー化事業に積極的に取り組みます。

また、安全なみちづくりの観点から、市民参加によるみちづくり・まちづくりへの取り組みが始まっている地域では、これを支援しつつ、協働の取り組みを推進していきます。

●東京外かく環状道路計画

東京外かく環状道路事業は、国の事業の進め方について不明確な部分が多い状況にあります。市は、三鷹地区検討会等で提起された課題について、国・東京都が策定した「対応の方針」が、事業化後の各段階において確実に実行されるよう、国・東京都に対し強く要請していきます。

また、本市へ与える影響と対策については、 多岐にわたる検討課題について、助言者会議 等の意見を聴きながら、慎重に調査・検討を行う とともに、周辺のまちづくりと連携した外環計画と なるよう、国・東京都に対し要請するなど適切に 対応していきます。

●三鷹駅前再開発事業の推進

「三鷹駅前地区再開発基本計画」に基づき、「安全と安心のまちづくり」「都市の活性化」「良好な市街地の形成」「まちの個性の創出」という4つの基本的な視点に加え、「バリアフリーのまちづくり」や、「協働のまちづくりの視点」を加味して積極的に取り組んでいきます。

今後、三鷹駅南口の拠点となる「三鷹駅南口 中央通り東地区再開発事業」等について、三鷹 駅周辺の文化の拠点、賑わいの拠点となる集客 施設など都市型産業の集積、駐車場・駐輪場の 確保等を考慮し、事業化に向け支援を行ってい きます。

●都市交通環境の整備

三鷹駅南口周辺の自転車問題解決の一環として、市有地の立体的活用や民有地の有効活用を図るとともに、放置自転車の撤去方法の見直し等により、放置自転車減少に向けた体制を強化し、鉄道駅周辺の交通環境の改善を推進します。また、自転車事故の減少が緊急課題となっていることから、東京都と連携して自転車が安全に安心して通行するための自転車走行空間のネットワーク化を図ります。

「総合的な交通計画」については、昨年度に 設置した地域公共交通活性化協議会において 協議を行い、策定に取り組みます。バス交通に ついては、コミュニティバス事業基本方針に基づ き、新規路線の運行に向けた取り組みを進める とともに、計画的に改善対象ゾーンに対する見 直しを進め、市域全体の交通利便性の向上に 向けて、みたかバスネットの推進を図ります。

●下水道事業の新たな課題への対応

「合流式下水道改善計画」に基づき、引き続き

雨天時の越流水による河川の汚濁防止対策に 取り組むとともに、市単独処理区である東部処 理区の東京都流域下水道等への編入協議を進 めます。また、集中豪雨による「都市型水害」に 対応するため雨水管等の整備を推進するととも に、平成 20 年度に策定した「下水道再生計画 (下水道地震対策整備計画)」に基づき、下水道 施設の耐震化を行い、広く市民の安全安心の生 活環境の確保に努めます。

●公共施設ファシリティ・マネジメントの推進

市の大きな経営資源である公共施設を効率的に整備し、有効に利活用していく「ファシリティ・マネジメント」の推進を図り、施設機能の維持・保全と質的向上を計画的に進めます。施設の長寿命化やライフサイクルコストの適正化を図りながら、施設サービスの向上や資産利活用の適正化に向けて取り組みます。また、市が所有する資産の正確な把握及び適正な評価に取り組むとともに、固定資産台帳の整備を計画的に行い、公有財産の利活用及び地方公共団体における公会計制度の改革に対応していきます。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 まちづくり3計画の改定及び策定の 検討(まちづくり推進課・緑と公園課) 〈「施政方針」掲載事業〉

・三鷹市土地利用総合計画の改定

土地利用総合計画は、三鷹市の将来像とその実現のため、土地利用を基本とした施策を示すものです。改定にあたり、新たな視点として、外環道建設に伴う地域の将来像や市民センター周辺地区の整備などの都市の更新への対応とともに、東京都の区域マスタープラン等との整合を図ります。

平成 22 年度は、市民参加の取り組みを行い 改定の基礎となる資料を取りまとめます。

・三鷹風景づくり計画(仮称)の策定

三鷹市にふさわしい、地域特性を活かした風景の創出を図るため、景観法に基づく景観計画として「三鷹風景づくり計画(仮称)」の策定を検討します。策定にあたっては、市民参加による「まち歩き・ワークショップ」に加えて、市制施行60周年記念事業として「三鷹風景百選」の取り組みを行うなど、将来に向けた風景・景観づくりへの市民の機運を高めながら検討を進めます。

・三鷹市緑と水の基本計画の改定

市内に残された貴重な緑や水、ふるさと資源 等を活かしながら、緑と水の公園都市のまちづく りを一層推進するため、安全性や利便性、快適 性等を視点に、より実践的な計画となるための 見直しを行います。改定にあたっては、緑の現 況調査や三鷹風景づくり計画(仮称)の基礎調 査等を踏まえ、現計画の事業進捗、関連計画、 社会情勢等から課題等を整理するとともに、改 定の基本的な考え方や見直しの視点や方向性、 目標、柱やポイントとなる事項など、新たな計画 の骨格となる事項について取りまとめます。また、 その計画の目標達成のための施策や体系、重 点事項等についても、市民の意見や要望等を 把握しながら検討を進めます。

(目標指標:まち歩き・ワークショップを活用した市民参加の実施)

■ 達成状況 ■

- ・土地利用総合計画 2022(仮称)の策定
- ・三鷹風景・景観づくり計画 2022(仮称)の策定 まち歩き・ワークショップを活用した市民参加 を実施しました。延べ542人の市民が参加し、地 域の課題や課題解決に向け多くの意見・アイデ ア等が出されました。また、各コミュニティ・センタ ーでのパネル展示を行ったほか、三鷹産業プラ ザにおいては、三鷹風景百選の応募作品展とあ わせて、「まち歩き・ワークショップ」パネル展示 を開催しました。さらに、「まち歩き・ワークショッ プ全体会(まちづくりカフェ)」を開催し、参加者 間で意見・アイデア等の共有を深めました。

まち歩き・ワークショップと並行して「三鷹風景 百選」の取り組みを実施することにより、将来に 向けた風景・景観づくりへの市民意識の機運を さらに高めることができました。

これらの意見・アイデアについては、計画ごと に分類・整理を行うとともに、これからの計画の 策定・改定に可能な限り反映させていきます。

・緑と水の基本計画 2022(仮称)の策定

まち歩き・ワークショップ等を市民参加で実施 したことにより、市内に残された緑と水、ふるさと 資源等(要素)を行政と市民との間で再認識する とともに、策定に向けた地域の課題や特性、まち の将来像等(提案)について幅広い市民の意見 や要望、意識を把握し整理することができました。

2 花と緑のまちづくりの推進(花と緑の フェスティバルー市制施行 60 周年 記念事業ー)(緑と公園課)

〈「施政方針」掲載事業〉

特定非営利活動法人花と緑のまち三鷹造協会が行うイベントや講座、人財の育成事業、緑の保全・緑化推進事業等への支援を行います。また、花と緑のフェスティバルの運営、街かどの花壇づくり、公園緑地を活用したコミュニティガーデンの整備、ふれあいの里のイベントを同協会に委託し、実施します。

(目標指標:花と緑のまち三鷹創造協会が行う事業や円滑な運営を支援します。)

■ 達成状況 ■

特定非営利活動法人花と緑のまち三鷹創造協会の活動を推進・支援を行うとともに、役割分担と連携を図りながら、同協会と協働で「花と緑のフェスティバル」を市制施行 60 周年記念事業の一環として開催しました。あわせて「都市のみどりのフォーラム」を同時開催し、緑の保全や緑化の推進、近隣区市との連携について広くアピールができました。また、下連雀つぼみ児童遊園などにおいて、市民との協働による街かど花壇づくり及びコミュニティガーデンの整備を行いました。

3 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業 の支援(都市再生機構との連携強化) (まちづくり推進課)<「施政方針」掲載事業>

地元からの要請を受けて、文化劇場跡地を所有する都市再生機構との連携を強化し、三鷹駅南口中央通り東地区(三鷹センター周辺・文化劇場跡地)の再開発が三鷹駅南口周辺地区の核となり、当該地域及びその周辺地域の活性化が図られるよう、地元の合意形成の支援及び市街地再開発事業に向けた検討を進めていきます。

また、都市計画手続きについては、まちづくり や景観の観点から高度利用地区と市街地再開 発事業に加えて、地区計画等の面的なまちづく りについて検討します。

(目標指標:高度利用地区·市街地再開発事業 等の都市計画素案の作成)

■ 達成状況 ■

UR都市機構を中心とした関係地権者が、市 街地再開発事業に向けて当該地区における施 設計画案について検討を行うとともに、駐車場 施設に関する勉強会や先進事例の視察などを 行いました。高度利用地区と市街地再開発事業 の都市計画決定は、地元地権者の事業推進に 向けた合意形成に至らないことから、手続き着 手には至りませんでした。

市は、まちづくりや景観の視点から高度利用 地区と市街地再開発事業に加えて、地区計画 等の面的なまちづくりについて検討するなど、早 期事業化に向けた支援を行いました。

4 東京外かく環状道路に関する調査・ 検討 (まちづくり推進課)

東京外かく環状道路事業は、国の事業の進め方について不明確な部分が多い状況にあります。市は、三鷹地区検討会等で市民から提起された課題に対し、国・東京都が示した「対応の方針」が確実に実行されるよう、国・東京都に強く要請していきます。

ジャンクション周辺地域のまちづくりについては、今後取り組む市民参加によるまちづくりの検討準備を行うとともに、周辺都市計画道路の事業化に向けた調整等について関係機関と協議を進めるなど、市民及び関係機関の協働によるまちづくりが進むよう積極的に取り組んでいきます。

また、多岐にわたる課題について、柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討を行うとともに、 農業法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナーシップ協定」に基づき代替農地の 維持管理に係る実証実験を行うなど、市民生活 への影響に関すること等を三鷹市独自の視点から検証します。

(目標指標:地域環境への保全対策を国及び東京都に要請し、外環周辺のまちづくりと連携したみちづくりについて調査・検討をしていきます。)

■ 達成状況 ■

事業の進め方について不明確な部分が多い 状況にありますが、国は、昨年実施した地質調 査等の結果を踏まえた基本設計や用地幅杭の 設置等について、説明会を開催しました。

説明会では、ジャンクション上部の検討状況として、蓋かけ構造となる範囲や蓋かけ上部を公園等で緑化利用するイメージ等が公表されました。これは、三鷹地区検討会等で市民から示された課題に対し、国・東京都が「対応の方針」に基づき検討を実施したものといえます。

また、農業法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナーシップ協定」に基づき、農地機能復元のための方法等を検証するなど、市民生活への影響に関すること等を市独自の視点から検証しました。

5 連雀通りの整備の推進

(まちづくり推進課) <「施政方針」掲載事業

平成 21 年4月に東京都と「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」の協定を結び、三鷹市八幡前交差点~下連雀七丁目交差点 延長約235m間について、慢性的な渋滞の解消や拡幅による歩行空間を確保するための事業に着手しました。平成22年度は、用地測量、用地買収に取り組んでいきます。

また、本事業にあわせて、東京都が本区間の 東側から狐久保交差点付近までの間について 街路事業に向けた測量に着手したことから、調整と連携を図りながら、進めていきます。「連雀 通り商店街地区」については、東京都が施行す る街路事業と一体的に、「まちづくり推進地区整 備方針」に基づくまちづくりが推進できるよう、東 京都と協議を進めていきます。

(目標指標:用地測量の実施、用地買収約93

 m^2)

※みちづくり・まちづくりパートナー事業とは、 市が都から委託を受け、測量、用地買収を 行い、整備を自費工事として実施するもの です。

■ 達成状況 ■

「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」については、道路区域の告示を行うにあたり、東京都や地権者との調整に時間を要し、用地買収には至りませんでしたが、用地測量は、当初計画どおり実施しました。

「連雀通り商店街地区」については、東京都が 用地測量に着手したことから、道路整備と一体 的に「まちづくり推進地区整備方針」に基づくま ちづくりが推進できるよう、東京都と協議を進め ました。

6 三鷹台駅周辺のまちづくりの推進 (まちづくり推進課・道路交通課)

〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹都市計画道路3・4・10 号(三鷹台駅前通り)については、地域住民や地権者の意向を踏まえ、計画幅員等の都市計画変更手続きに向けて、引き続き東京都と協議を行っていきます。また、都市計画変更に向けた取り組みとして、東京都と確認した方向性について、詳細なシミュレーション等を行い、まちづくり条例の規定に基づく「地区整備方針」を検討します。地域のまちづくり活動については、引き続き、株式会社まちづくり三鷹とともに支援を行っていきます。

また、三鷹台まちづくり協議会からの「三鷹台駅前通りへの歩道設置に係る緊急提言」を受け、早急な事業実施の必要性がある三鷹台駅周辺区域(三鷹台駅前交番~立教女学院区間、延べ延長約 232m)について、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備を行います。

(目標指標:まちづくり推進地区整備方針の検討、 用地取得106 ㎡(全体取得面積の20.5%)及び 三鷹台1号踏切道拡幅工事を実施します。)

■ 達成状況 ■

三鷹台駅前周辺地区について、まちづくり条

例の規定に基づく「まちづくり推進地区整備方針」の策定に向けて検討を進めました。検討にあたっては、三鷹都市計画道路3・4・10 号の都市計画を変更(廃止)し、地区計画等による面的なまちづくりへの展開を図る方向で、東京都と協議を重ねるとともに、駅前広場のあり方等についても検討を進めました。協議に時間を要したため、地元住民等と意見交換するまでは至りませんでしたが、東京都と概ね一致する内容で確認することができました。また、地権者をはじめ、まちづくり協議会、商店会及び地域住民の意見に基づき、地区整備方針の検討を行いました。

また、市道第 135 号線(三鷹台駅前通り)整備に係る用地取得については、地権者の理解は得られましたが、借家人との交渉に時間を要し、契約は完了したものの年度内の用地引き渡しが困難となり、繰越明許を行いました。土地開発公社で先行取得した箇所については、買戻しを行いました。三鷹台1号踏切道拡幅工事については、工事を完了することができました。

(用地取得 8.8 m²・全体取得面積の 1.7%)

7 公共施設の保全・活用に向けた取り 組み(公共施設課)

〈「施政方針」掲載事業〉

公共施設の効率的な維持・保全・活用に向け た取り組みを進めます。

公共施設の情報を一元的に管理するデータ ベースシステムをもとに、施設データの分析・評価を行い、公共施設維持・保全計画の策定に向けた検討を進めます。ふるさと雇用再生特別補助金を活用し、公共施設の各種図面の電子データ化を進めます。また、新地方公会計制度における固定資産台帳整備に向け、土地の棚卸・評価を行います。

(目標指標:施設データの分析・評価、公共施設維持・保全計画策定の検討、施設図面の電子データ化、土地の棚卸・評価に取り組みます。)

■ 達成状況 ■

公共施設のデータベースシステムに施設の詳

細データの追加登録と分析・評価を行い、公共施設維持・保全計画の策定に向けた検討を進めました。

あわせて、ふるさと雇用再生特別補助金を活用し、公共施設の各種図面の電子データ化を進めました。

また、新地方会計制度における固定資産台 帳整備に向け、土地の棚卸・評価に着手しまし た。

8 みたかバスネットの推進(道路交通課) 〈「施政方針」掲載事業〉

コミュニティバス事業基本方針に基づき、見直 し優先度の高い改善対象ゾーンを中心に見直し を行っていきます。見直し後は、利用状況等の 分析により、利便性の向上について客観的な検 証を行い、さらなる改善につなげていきます。

また、平成 21 年度に設置した地域公共交通 活性化協議会において、「総合的な交通計画」 の策定に向けた取り組みを行い、都市交通の充 実を図ります。

(目標指標:コミュニティバス事業基本方針に基づき、見直し要望の高いルートから、順次、具体的な事業展開を推進して参ります。)

■ 達成状況 ■

新規運行を目指すコミュニティバス新川・中原ルートについては、運行開始に向けて警視庁からの指示に基づき待避所の用地取得や整備工事を進めました。

地域公共交通活性化協議会において公共交通等に関するアンケート及びヒアリング調査を実施しました。協議会では、公共交通のあり方について幅広い議論を行い、地域公共交通総合連携計画 2022(仮称)の策定に向けた検討を行いました。

9 駐輪場整備基本方針の策定

(道路交通課)

市内の放置自転車対策は大きな課題であり、 駐輪場の管理運営のあり方と公平で適正な受益 者負担が求められています。そこで、平成22年 度は、駐輪場整備基本方針を策定し、総合的な 駐輪場対策を推進します。

(目標指標:駐輪場整備基本方針を策定します。)

■ 達成状況 ■

駐輪場の適正な管理運営、公平で適正な受益者負担等について検討を行い、駐輪場整備基本方針案の策定に向けて検討を進めました。

10 「下水道再生計画(下水道地震対策 整備計画)」の推進(下水道課)

〈「施政方針」掲載事業〉

平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震では、阪神淡路大震災以来ともいえる大規模な被害を下水道施設にもたらしたことから、国は緊急性の高い地震対策を早急に実施するため、平成 18 年度に国庫補助事業として「下水道地震対策緊急整備事業」を創設しました。これを活用して平成 20 年度に策定した「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」に基づき、平成21~25 年の5か年で「三鷹市地域防災計画」に位置づけられた防災拠点周辺の下水道施設の耐震化を優先順位の高いものから、緊急かつ重点的に推進します。

平成22年度は、平成21年度に行った実施設計に基づき、防災拠点周辺の下水道施設の耐震化を行うとともに、平成23年度の実施設計を行います。

(目標指標:「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」に基づき、下水道施設の耐震化の整備及び平成23年度の実施設計を行います。)

■ 達成状況 ■

震災時に下水道が最低限保有すべき機能を確保するため、平成21年3月に「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」を策定しました。この計画に基づき、施設の耐震化と被災した場合の下水道のバックアップ対策をあわせて推進します。

平成22年度は、地域防災計画において優先

順位の高い市内の防災拠点10か所周辺の下水 道施設の耐震化整備を実施しました。また、平 成23年度工事(5か所)の実施設計を行いまし た。

11 都市型水害対策としての雨水管等 整備事業(下水道課)

〈「施政方針」掲載事業〉

集中豪雨による「都市型水害」に対応するため、緊急対策を要する中原地区について雨水管等の整備を行うとともに、平成 18 年度に行った「都市型水害対策に係る雨水流出解析業務」の結果を踏まえ、新川地区の貯留管等の整備工事を行います。また、平成 21 年度に引き続き、浸水被害が発生する恐れがある地域を中心に、道路雨水貯留浸透施設の設置及び平成 23 年度の実施設計を行います。

(目標指標:雨水管等の整備 650m、貯留管等整備工事 53m、道路雨水貯留浸透施設の設置 274m及び平成 23 年度の実施設計を実施します。)

■ 達成状況 ■

都市型水害対策として、中原地区に雨水管等の整備(延長 940m)を行うとともに、新川地区に 貯留管等の整備(延長 53m)を実施しました。また、ハザードマップに位置づけられている浸水 被害が発生する恐れがある地域を中心に、平成 22 年度は上連雀、下連雀地区に、道路雨水貯 留浸透施設の設置(延長 274m)を実施及び平成 23 年度工事の実施設計を行いました。

12 安全安心な橋梁の整備(道路交通課) <「施政方針」掲載事業>

平成18年度に実施した橋梁現況調査の結果に基づき、老朽化している「新橋」及び「宮下橋」について、防災の視点や安全性・耐久性の確保を図るための架け替え工事に向けて平成20年度に基本設計等を実施し、この成果に基づいて平成21年度に「新橋」の実施設計を行いました。平成22年度は「新橋」の架替工事に着手し、平

成23年度内の完成を目指します。

なお、この2橋は、国の史跡に指定された玉川上水に架かる橋梁であるため、周辺環境との調和を図るとともに、関係機関、関係団体等との調整を図りながら事業を進めています。

(目標指標:「新橋」の架替工事に着手します。)

■ 達成状況 ■

昨年度実施した実施設計に基づき、新橋架 替工事に着手しました。関係機関、関係団体と 調整を図りながら平成23年度の完成を目指し工 事を進めています。また、工事着手後に、隣地 を工事用地として借用することができたため、工 事の施工に際し、近隣住民や通行人への影響 を軽減して工事を進めることができました。

13 緑と水の拠点・ルートの整備

(緑と公園課) 〈「施政方針」掲載事業〉

緑と水の3大拠点の一つである大沢の里について、野川左岸部分の用地買収を行い、貴重な自然の保全を図るとともに、回遊ルートサインの整備として、平成19年に策定した「緑と水の回遊ルートサイン整備計画」に基づき案内板を設置します。

(目標指標:大沢の里公園の用地買収 404.69 m²、案内板の設置5基)

■ 達成状況 ■

用地買収については、地権者との交渉や東京都との調整により、当初計画の一部を変更して大沢の里公園の野川左岸部分 541 ㎡を取得しました。また、回遊ルートサイン整備として、井の頭公園駅前、山本有三記念館、大沢の里に計4基の案内板を設置しました。



■1■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

●水は我々の日々の生活にとって欠くことのできないものです。三鷹市の水道事業も平成14年度の都営水道への統合(一元化)から9年目を迎え、東京都水道局との連携をより一層図りながら、いかなるときでも安全で良質な水を安定して供給できるよう努めます。

各課の役割

水道部は、業務課、工務課の2課で構成されています。

業務課では、受託水道事業に係る財務事務等に関する東京都水道局との連絡調整や水道の使用・中止の受付と料金の収納に関する事務などを担当しています。

工務課では、水道水を市内に供給するための配水管網の整備、漏水防止対策の推進等を担当しています。

■2■ 部の経営資源(平成22年4月1日現在)

①職員数

■職員数

水道部職員20人

■職員比率(正規職員)

水道部 20 人/ 市職員 1,026 人

→ 職員比率 約 1.9%

②予算規模

■予算規模

平成22年度水道部予算額 受託水道事業特別会計

1,860,502,000円

その他人件費等の総務部配当予算額を加 えた特別会計予算額 受託水道事業特別会計

2,088,563,000 円

実施方針

●安全で良質な水の安定供給

水道水の安定供給に向けて災害に強い配水 管網の整備を図るため、経年管(配水管)の解 消を引き続き推進します。

また、良質な原水を安定的に確保するため、 統廃合を含めた深井戸の適正な維持管理を図 るとともに、水道水を安心して蛇口から直接お客 さまに飲んでいただくことを目指し、東京都水道 局が進める「安全でおいしい水プロジェクト*」を 一層効果的に推進していきます。

※東京都水道局が東京の水道水を「東京水」と名づけて推進するプロジェクト。国が定める水質基準のほかに独自の基準を設定したきめ細かな水質管理や浄水場への高度浄水処理の導入促進、古い水道管の取替えや貯水槽水道対策、残留塩素低減化の取り組みなどにより一人でも多くのお客さまに水道水を飲んでいただくことを目指しています。平成22年度からの3か年計画「東京水道経営プラン2010」では、安全でおいしい水の安定的な供給について、主要施策として掲げています。

●漏水防止対策の推進

貴重な水資源を有効に活用し、より効率的な 給水を行うために、漏水防止対策をさらに推進 します。平成16年度から順次設置している区画 量水器を用いた夜間における最小流量測定な どによる漏水調査を行います。

●東京都水道局との連携

水道事業は事務委託方式で行われているため、事務事業の実施にあたっては、東京都水道局と連携しながら、お客さまサービスの向上に向けて取り組んでいきます。特に市の基本計画に掲げている主要事業等の実施にあたっては、事業の必要性などを明確にし、予算の確保に努めます。

また、渇水時などにおける安定給水の確保についても、東京都水道局との連携を密にし、都営水道事業の広域性を活かして対応します。

事務委託方式については、今後2年間の移行のためのスケジュール等を管理し、市民サービスの低下を招くことのないよう配慮しながら、東京都への円滑な業務移行に努めます。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

〈「施政方針」掲載事業〉

東京都水道局は市との協議に基づいて、平成 18年3月に「水道業務移行計画(三鷹市)」を策定 し、この計画に沿って、都営水道事業の事務委託 方式を平成 23 年度末までに解消することになっ ています。市は、委託解消までの年次別のスケジュール管理を行い、6月に事務委託廃止に係る基 本協定を締結するとともに、12 月議会に議案を提 出するほか、業務内容や組織、人員体制等について、東京都と十分に協議し、市民サービスの低下を招くことのないよう配慮しながら、円滑な移行に努めていきます。

(目標指標:事務委託方式解消に向けた業務内容、組織、人員体制等について、協議を進めます。)

■ 達成状況 ■

事務委託方式解消を見据え、円滑な業務移行を図るため、業務係業務及び工務係業務の一部

を民間委託化しました。

また、事務委託方式解消に向けて、平成22年6月25日に基本協定を締結したほか、12月議会で関連議案が議決されるなど、所要の手続きが完了し、平成22年度末に徴収系業務を東京都に移行しました。

2 経年管(配水管)取り替えによる耐震性 の向上(工務課)〈「施政方針」掲載事業〉

震災時などにも安定した水の供給が行えるよう に、主に昭和47年度以前に布設された耐震強度 の劣る普通鋳鉄製配水管をより強度の高いダクタ イル鋳鉄管に布設替えします。

(目標指標: 2,120mを布設替えし、残存率を 3.1%にします。)

■ 達成状況 ■

当初予定の 2,120mに対して、予定を上回る 2,139.0mを施工しました。また、残存率について は、当初予定のとおり 3.1%となりました。

3 初期ダクタイル管の取り替えによる 耐震性の向上(工務課)

〈「施政方針」掲載事業〉

昭和30年代から40年代に布設されたダクタイル鋳鉄管の直管と高級鋳鉄管の異形管が混在している路線を初期ダクタイル鋳鉄管といい、この路線について、より耐震性を高めるため、新たにダクタイル鋳鉄管に管種を変更します。

(目標指標:820mを布設替えし、残存率を 3.6% にします。)

■ 達成状況 ■

当初予定の 820mに対して、予定を上回る 870.0mを施工しました。また、残存率については、 当初予定のとおり 3.6%となりました。

4 配水管の新設による配水管網の整備 (工務課)

より効率的な配水管網を整備するため、経年管 (配水管)布設替え工事にあわせて、隣接する公 道や私道の配水管未布設箇所へ新設を行い、複

数の配水管路を接続するループ化を進めるととも に、都市計画道路事業の進捗にあわせた配水管 の新設を進めます。

(目標指標:6,880mを布設します。)

■ 達成状況 ■

当初予定の 6,880mに対して、一部工事を中止 した箇所があったため、実施延長は 6,735.3m(達 成率 97.9%)となりました。

教育委員会事務局教育部の 「運営方針と目標」の達成状況

教育部生涯学習担当部長

藤川 雅志

スポーツ振興課

学 務 訳

総合スポーツセンター 建設準備室 国体推進室

■ 社会教育会館

生涯学習課

指 導 課

図書

■1■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

教育部長

●いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちづくり、創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちづくりを基本目標として、学校教育では、「豊かな心をもち、心身ともに健康で、たくましく生きる『人間力』と『社会力』のある児童・生徒の育成」を指導目標とし、生涯学習では、「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」学ぶことができる生涯学習社会の構築を推進目標としています。

各課の役割

八代 誠

教育委員会事務局教育部は、総務課、学務課、指導課、生涯学習課、スポーツ振興課、総合スポーツセンター建設準備室、国体推進室の7課と社会教育会館、図書館で構成され、それぞれ、□教育委員会会議、委員会内人事・予算等の総合調整、川上郷自然の村管理運営、教育施設の営繕・維持管理、□通学区域、学級編制、学校給食・保健運営、教育相談、就学相談、□学校の教育指導の援助、教職員人事、教科書採択、□生涯学習の推進、文化財保護、遺跡調査会、□生涯スポーツの普及・振興、スポーツ施設の管理・整備、□社会教育会館の運営、□図書館での資料収集・貸出・読書活動推進などの役割を担っています。

■2■ 部の経営資源(平成 22 年4月1日現在)

①職員数

■職員数

教育委員会事務局職員 193 人 他団体からの派遣職員 2 人

→計 195 人

■職員比率(正規職員)

教育委員会事務局 195 人/ 市職員 1,026 人 → 職員比率 約 19.0%

②予算規模

■予算規模

平成22年度教育委員会事務局予算額

一般会計

5,713,731,000 円

そのうち人件費を除く事業費の予算額

一般会計

5,236,211,000 円

実施方針

●コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一 貫教育の充実と発展

「三鷹市教育ビジョン」に基づき、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校全7学園 すべての市立小・中学校において、子どもたちが安心して質の高い教育を受けられるようにします。コミュニティ・スクールの推進にあたっては、市民にとっての魅力ある市立学校となるために、学校が保護者、地域住民と協議しながら、自律的、主体的に学校運営を進めていきます。あわせて、小・中一貫教育校の教育的な成果や教育活動等の必要な情報が、学校内はもとより、学校と保護者や地域住民の間で共有される体制をつくります。

また、教育振興計画として位置付けている「三鷹市教育ビジョン」が今年度、最終年度にあたるため、平成23年度からの新しい三鷹市教育ビジョンの策定に今年度から着手します。

●教育支援の充実

「三鷹市教育支援プラン」に基づき、教育支援の円滑な推進と教育支援学級の計画的な設置を進めます。個別指導計画・個別の教育支援計画の適切な作成・活用が行われるよう、教育支援推進委員会を開催し、各校の具体的な取り組み状況を把握するとともに、教育支援の充実に向けた課題の検討・検証を行います。また、スクールソーシャルワーカーによる教育と福祉、保健、医療等関係機関との密接な連携を進めます。

●安全で快適な教育環境の充実

児童・生徒及び教職員が安全に安心して快適に学校生活を送れるように、校舎等の建替え、耐震補強工事を計画的に推進するとともに、地域防災拠点としての利活用を進めます。また、ヒートアイランド現象の緩和、砂飛散防止、緑化推進等のため、学校校庭の芝生化を推進します。

なお、これらの事業実施にあたっては、国・都からの補助・助成制度を活用し、財源確保に努めます。

さらに、教員向けに配置したコンピュータ等と 教育ネットワークの利活用と運用管理体制の整 備により、教員の業務の効率化・情報セキュリティの向上を図るとともに、学校・家庭・地域の情報 共有を推進していきます。

●生涯学習施策の充実

「みたか生涯学習プラン 2010」に基づいた生涯学習事業に引き続き取り組みます。中でも「武蔵野(野川流域)の水車経営農家」の整備や大沢二丁目古民家(仮称)の復原に向けた取り組みなど地域文化財の保存・活用を図るためエコミュージアム事業を推進します。また、市民芸術文化活動の普及・奨励、家庭教育支援事業などの生涯学習施策を展開します。

●市民スポーツ活動の推進

市民の健康・体力の増進を図り、「スポーツを 生涯の友に」を目標に、豊かなスポーツライフを 推進するために、地域スポーツ活動の振興と組 織づくり、総合型地域スポーツクラブの拡充、指 導者の養成と充実、施設の円滑な運営と整備の 充実、リニューアルオープンした三鷹市大沢総 合グラウンドの円滑な運営等に取り組みます。ま た、平成25年の第68回国民体育大会(東京多 摩国体)の開催に向けて競技団体や関係機関と の調整を図り、実行委員会等の組織づくりを進 めるとともに広く市民への周知を行います。

●健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の 推進(市民センター周辺地区整備に向けた取り組み)

「三鷹市都市再生ビジョン」に基づき策定した 「市民センター周辺地区整備基本プラン」にお ける「健康・スポーツの拠点」、「生涯学習の拠 点」の整備に向けた取り組みを推進します。「健康・スポーツの拠点」は、総合スポーツセンター (仮称)に代わる施設となるものです。また、「生涯学習の拠点」は社会教育会館を移転・集約して整備するものです。

●南部図書館(仮称)の整備と効率的な図書館の管理・運営

新川・中原地域に整備する予定の南部図書

館(仮称)について、財団法人アジア・アフリカ文 化財団との協働により、特色ある地域図書館とし て整備に向けた基本プランの作成を進めます。 また、ICタグの効果的な活用を図り、市民の資 料・情報の要望に迅速かつ的確に対応するサ ービスの向上を目指します。同時に、効率的な 図書館の管理運営形態について引き続き見直 しを行います。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

小・中一貫教育の充実と発展及び 教育改革フォーラム(市制施行 60 周 年記念事業)の開催(指導課・総務課)〈「施政方針」掲載事業〉

平成21年度に三鷹市のすべての公立小・中学校がコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校として開園しました。

今後は、7つの学園(小・中一貫教育校)が、 一貫カリキュラムに基づき、義務教育9年間の 連続性と系統性のある指導の充実を図るなか、 それぞれの学園が特色ある教育を展開し、基 礎・基本の確実な定着、個性・能力の伸長及び児 童・生徒の健全育成の充実並びに人間力と社会 力をはぐくむ教育の充実・発展を目指します。 また、保護者や地域住民が学校運営に積極的に 参画し、学校教育を支援する「コミュニティ・ スクール」を取り入れた学校づくりの充実・発 展を目指します。

さらに、市制施行 60 周年記念事業として「三鷹教育改革フォーラム 2010」の開催や記念図書「三鷹の教育改革(仮称)」を発行して、全市展開したコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校の取り組みを市民を始め多くの方々に発信するとともに、成果と課題、今後の改善の方向を明らかにして小・中一貫教育校の教育内容の質の向上を図ります。

(目標指標:すべての学園のコミュニティ・スクール委員会を中心にして実施する学園評価

(検証)をもとに、各学園が小・中一貫教育の 充実と特色のある教育を推進します。また、保 護者や地域住民が積極的に学校運営に参画し、 学校教育を支援する「コミュニティ・スクール」 を取り入れた小・中一貫教育校の充実を図りま す。)

■ 達成状況 ■

地域人財の学校運営への参画を促進し、三鷹 らしいコミュニティ・スクールを推進・定着さ せるため、委員の役割や学校経営の仕組み、学 校・学園評価の視点等を掲載した「コミュニティ・スクール委員の手引」を作成し、全委員に 配布し活用を図りました。また、ネットワーク 大学と連携した「学校支援者養成講座」の中で テキストとして活用するとともに、学校支援者 マニュアルを作成し、地域継承者の育成に努め ました。

11月5日から7日にかけて「三鷹教育改革フォーラム 2010」を開催し、全7学園・全学級の授業及び小・中一貫教育校の特色ある教育活動の公開を行い、市民はもとより全国から約4,000人の参観者を集め、市の取り組みを発信しました。発表に際しては、参加者からの意見聴取と評価の場を設け、今後の教育活動における質の向上に活かせるよう工夫しました。また、市制施行60周年記念図書として、三鷹の教育の実践をまとめた「地域と創る三鷹の教育」を発行し、市民をはじめ広く多くの方々に発信することがで

きました。

昨年度の全市展開により全学園で実施したコミュニティ・スクール委員会による学園評価を改善・実施し、昨年度の結果を踏まえたPDCAのマネジメントサイクルを定着させました。

2 教育・子育で研究所の設置と三鷹市 教育ビジョンの見直し(指導課・総務課) 〈「施政方針」掲載事業〉

教育・子育て支援に資する調査・研究及び提言を行うとともに、職員の政策形成能力の向上 と三鷹らしい教育・子育て支援のまちづくりを 実現するための人財育成を図るため「三鷹教育・子育て研究所」を設置します。

また、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育振興計画として策定した「三鷹市教育ビジョン」の計画期間が平成22年度で終了することから、「教育・子育で研究所」を活用して、見直しに向けて、新たな計画の方向性及び主要課題の検討等を行います。

(目標指標:教育・子育で研究所の設置及び三鷹市教育ビジョンの見直しに向けた提言の作成に取り組みます。)

■ 達成状況 ■

三鷹市、三鷹市教育委員会及び特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構の三者の共同により、平成22年6月に「三鷹教育・子育て研究所」を設置しました。

研究所の設置にあわせて、研究チーム(分科会)として「三鷹市教育ビジョンの見直しに関する研究会」を設置し、10人の研究員が平成23年2月まで6回の研究会を開催しました。研究会では、教育ビジョン2022(仮称)の策定に向けた視点を報告書としてまとめ、平成23年3月26日に提出されました。

3 市民センター周辺地区整備に向けた取り組み(健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進)(総合スポーツセンター建設準備室・社会教育会館)

〈「施政方針」掲載事業〉

「三鷹市都市再生ビジョン」に基づき策定した「市民センター周辺地区整備基本プラン」における「健康・スポーツの拠点」、「生涯学習の拠点」の整備に向けた取り組みを推進します。「健康・スポーツの拠点」は、総合スポーツセンター(仮称)に代わる施設となるものです。また、「生涯学習の拠点」は社会教育会館を移転・集約して整備するものです。

(目標指標:市長部局と連携し、関係団体、審議会等との調整を進めながら、基本設計など事業推進に向け取り組みます。)

■ 達成状況 ■

市長部局と連携して庁内検討を進めるとともに、 健康・スポーツ及び生涯学習分野の関係団体、 審議会等の意見・要望を把握し、基本設計に反映しました。また、関係団体、審議会等の代表者 や公募市民などで構成される「市民センター周辺地区整備に関する検討委員会」を設置し、5月から12月まで5回にわたり、施設計画等の検討を行いました。平成23年2月の市議会臨時会での議決を経て、「健康・スポーツの拠点」、「生涯学習の拠点」として新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備に向けて取り組むこととなりました。

4 三鷹中央学園第三小学校、鷹南学園 東台小学校・第五中学校体育館の建 替え(建設工事)(総務課)

〈「施政方針」掲載事業〉

校舎等の建替えにより、耐震性能の確保及び 地域防災拠点としての安全性を高め、教育環境 の整備を行います。

第三小学校校舎建替えについては、前年度に 行った基本設計に基づく、実施設計業務を完了 させ、新校舎の建設工事の着手に向けた準備を 行います。なお、建設期間中は既存校舎を使用 し、新校舎竣工・引越し後、既存校舎の解体を 行います。

東台小学校建替えについては、前年度に引き 続き工事を行い、平成23年3月の竣工を目指し ます。

また、第五中学校体育館の建替えについては、 新体育館の実施設計を完了し、既存体育館の解 体工事及び新体育館の建設工事に取り組みま す。建設期間中は仮設体育館を建設し使用しま す。

なお、これらの事業実施にあたっては、国・ 都からの補助・助成制度を活用し、財源確保に 努めます。

(目標指標:第三小学校新校舎の実施設計業務を完了させます。また、東台小学校新校舎の平成23年3月の竣工を目指します。第五中学校体育館の建替えについては、新体育館の実施設計を完了し、既存体育館の解体工事、新体育館の建設工事に取り組みます。)

■ 達成状況 ■

第三小学校校舎の建替えについては、計画ど おり実施設計業務を完了し、平成23年度から の建設工事着手に向けた準備を進めました。

東台小学校校舎の建替えについては、計画ど おり平成23年3月末に竣工しました。

第五中学校体育館の建替えについては、実施 設計を完了し、既存体育館解体工事及び仮設体 育館の設置を計画どおり完了しました。その後、 新体育館の建設工事を進め、計画どおりに平成 23年5月末に竣工しました。

5 学校耐震補強工事の実施(総務課) 〈「施政方針」掲載事業〉

第一中学校校舎及び第七小学校体育館の耐 震補強工事を実施します。また、第二小学校校 舎及び体育館の耐震補強工事に向けた実施設 計業務を行います。

なお、これらの事業実施にあたっては、国・都 からの補助・助成制度を活用し、財源確保に努め ます。

(目標指標:平成 22 年度末に市立小・中学校の耐震化率 90.0%を目指します。)

■ 達成状況 ■

第一中学校校舎及び第七小学校体育館の耐 震補強工事については、計画どおり耐震補強工 事を完了しました。

また、第二小学校校舎及び体育館については、 耐震補強工事に向けた実施設計業務を完了し、 平成23年度からの耐震補強工事の実施に向け た準備を進めました。

なお、これらの取り組みにより、市立小・中 学校の平成22年度末の耐震化率は90.0%とな りました。

6 武蔵野(野川流域)の水車経営農家・大 沢二丁目古民家の整備(生涯学習課)

〈「施政方針」掲載事業〉

「武蔵野(野川流域)の水車経営農家」について、水車機構の動態保存及び円滑な稼働を実施するためのマニュアル作成や水車公開管理運営業務に必要な知識・技術を習得する講習会等を実施するとともに、水車機構動態保存記念式典を開催し、一般公開を再開します。また、「大沢二丁目古民家(仮称)」について、伝統的な生活や自然との関わりを体験・学習できる場を提供するなど、大沢の里の拠点施設として活用するため、復原修理工事に向けた実施設計等を行います。

(目標指標:「武蔵野(野川流域)の水車経営 農家」については、水車機構の一般公開再開と 記念式典の開催を、また、「大沢二丁目古民家 (仮称)」については、復原修理工事に向けた 実施設計の実施を目指します。)

■ 達成状況 ■

平成22年9月議会で条例が制定され、名称を「大沢の里水車経営農家」とするとともに、施設の有料化を行い、同年11月から一般公開を開始しました。また、公開に先立ち、水車機構動態保存記念式典を開催しました。さらに水

車の稼働にあたっては、マニュアル作成・水車 ボランティアの育成を行うとともに、ロゴマー クも決定し、水車経営農家の周知に努めました。

「大沢二丁目古民家(仮称)」については、 当初計画どおり、復原修理工事に向けた実施設 計を実施しました。しかし、工事実施にあたっ ては、国の補助事業(補助金交付)が廃止され たため、平成23年度は検討期間とし、新たな 補助金の確保を行い、平成24年度以降の工事 の実施を目指すこととしました。

7 学校給食の充実と効率的運営 (学務課)〈「施政方針」掲載事業〉

学校給食の充実と効率的運営を図るため、引き続き学校給食による食育の推進と調理施設・設備のドライ化などの改善を行うとともに、調理業務の民間委託の拡大を推進するため、平成23年4月から委託を実施する対象校の検討・決定をします。

また、委託実施校ごとに設置している「学校 給食運営協議会」において課題の把握と改善に 向けた検討を行います。

(目標指標:平成23年度から新たに1校での 委託を検討・決定し、委託校を計7校としま す)

■ 達成状況 ■

平成23年4月から委託を実施する対象校の検討を行い、第二小学校と井口小学校の2校に決定しました。その後、委託実施に向けた準備として、一般公募型プロポーザル方式による事業者の選考を行いました。

平成23年度からは、第六小学校、南浦小学校、中原小学校、東台小学校、第一中学校、第 五中学校にこの2校を加えた全8校で、自校方式による学校給食調理業務の民間委託を実施しています。

また、平成22年度から給食調理業務委託を 開始した中原小学校においても学校給食運営 協議会を設置し、学校給食の充実と円滑な運営 を図りました。

8 教育支援プランの推進と教育支援 学級の整備等(学務課)

〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹市教育ビジョン、三鷹市教育支援プランに基づき、小・中学校及び幼稚園・保育園における幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズにあった支援を引き続き推進します。個別指導計画・個別の教育支援計画の適切な作成、活用のために、学校管理職、教員等への研修・講習会を実施するとともに、教育支援推進委員会で各校の教育支援プラン達成状況の把握と課題の検討を行います。なお、教育支援に対する市民及び児童・生徒の保護者への理解・啓発を、健康福祉部等と連携を図りながら継続して実施します。また、家庭支援が必要な児童・生徒、保護者への支援を福祉・保健・医療等関係機関と連携しながら行います。

教育支援学級の大規模化の解消については 平成 23 年4月に第七中学校に教育支援学級 (固定制)の開設に向けて、2学級規模の整備 と施設改修を行います。

(目標指標:「教育支援プラン」に基づき、引き続き教育支援を推進するとともに、平成 23年4月に第七中学校に教育支援学級(固定制)を開設するため、2学級規模の整備と施設改修を行います。)

■ 達成状況 ■

平成23年4月に、当初計画していた第七中学校に加え、第五中学校にも教育支援学級(知的障がい・固定制)各1学級を開設しました。これにより、7学園中5つの学園において、教育支援学級(知的障がい・固定制)の小・中ー貫教育が実現しました。

また、各学校における個別指導計画や個別の 教育支援計画の作成についても作成数が年々 増え、研修、講習会の成果が現れています。

総合教育相談室に配置しているスクールソーシャルワーカーによる、家庭支援が必要な児童・生徒を取り巻く環境の分析や検討が進んだ

ため、学校における支援の充実とともに、福祉・保健・医療等関係機関と連携が図られました。

9 学校校庭の芝生化事業の推進

(総務課)〈「施政方針」掲載事業〉

ヒートアイランド現象の緩和や砂飛散防止 を図るとともに、環境への負荷の少ない快適な 学校環境を創出するため、校庭芝生化等の施設 整備を実施します。校庭の芝生化にあたっては、 学校と地域の協働による維持管理組織を設立 するとともに、都補助金の活用を図ります。

(目標指標:第六中学校及び東台小学校の校庭 芝生化工事を実施します。)

■ 達成状況 ■

第六中学校校庭の芝生化工事については、当 初計画どおり平成22年9月に完了しました。

東台小学校校庭の芝生化工事については、校 舎建替工事の一部として実施し、平成23年3 月に完了しました。

平成22年度に校庭の芝生化工事を行った両校を含め、芝生の維持管理は、学校と地域の協働による維持管理組織を中心に行っています。

10 南部図書館(仮称)の整備に向けた 取り組み(図書館)

〈「施政方針」掲載事業〉

財団法人アジア・アフリカ文化財団との協働により、南部図書館(仮称)の整備に向けて取り組みます。具体的には、同財団と南部図書館(仮称)の整備のための協議が整った後、南部図書館(仮称)の整備に向けた施設、機能、管理運営形態等のあり方を検討する市民会議を立ち上げ、新しい図書館づくりに向けた基本プランの作成を行います。

(目標指標:南部図書館(仮称)について、整備 に向けた基本プラン作成に取り組みます。)

■ 達成状況 ■

南部図書館(仮称)の整備に向けて、財団法

人アジア・アフリカ文化財団との継続的な検討を進め、事業化に向けた調整は一定の進展を見ています。同財団の公益法人認定申請の手続きの状況を見ながら検討を進める必要があり、市民会議による基本プランの作成には至りませんでしたが、平成23年4月には、同財団が国の公益法人認定を受けたことから、平成23年度は、市民会議を設置し、基本プランの作成等を進めていきます。

11 みたか生涯学習プランの改定に向けた取り組み(生涯学習課)

〈「施政方針」掲載事業〉

「みたか生涯学習プラン 2010」が平成 22 年度をもって計画期間が終了するため、本年度は、同プランの改定に向けて、生涯学習全般に対する市民意向調査を実施し、報告書の取りまとめを行うとともに、次期プランの策定に向けた検討・準備を行います。

(目標指標:市民意向調査の実施と次期プランの策定に向けた検討・準備を行います。)

■ 達成状況 ■

平成22年7月から8月にかけて、無作為抽出した満18歳以上の市民2,500人を対象に、「生涯学習についての三鷹市民意向調査」を実施しました。回収率は、44.4%で前回とほぼ同様でしたが、一部内容等の見直しを行い、質問項目を増やすなどして、より効果的な調査を実施しました。

また、9月に開催された社会教育委員会議に おいて、生涯学習計画改定に向けての意見が提 出されました。

こうした調査結果や意見を参考に、みたか生涯学習プラン 2022 (仮称) の策定に向けて検討・準備を進めました。